

第3次  
『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』

大好き  
★  
出雲!



平成25年(2013)3月

島根県出雲市

## 出雲市男女共同参画都市宣言

わたしたち出雲市民は、  
悠久の歴史をこえて、21世紀に躍る  
日本のふるさと出雲の創造に向かって

男女がそれぞれ認め合い  
男女がそれぞれ支え合い  
男女がそれぞれ個性輝き

市民一人ひとりが歴史と文化を誇り、  
自分らしく生きる喜びに満ちた出雲をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成17年（2005）12月16日

出 雲 市

上記宣言文は、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、豊かに自分らしく暮らせるまちにしたいという想いを込め、市民のみなさんによりつくられたものです。

また、『男女共同参画都市宣言』から3年目の平成20年には『全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも』が市民の企画運営のもと開催されました。

行動計画表紙デザインは、サミット開催にあたり、出雲北陵高等学校美術コース3年生(当時)のみなさんが共同制作で作成したデザインです。

## はじめに

少子高齢化の進展や社会経済状況の急速な変化の中、真に心豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が最も重要な課題となっています。

出雲市は、平成17年12月16日に「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、同時に、県内で初めて「男女共同参画都市宣言」を行い、平成18年3月に策定した「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」により、男女共同参画のまちづくりを推進してきました。そして、平成22年3月には、第2次「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」を策定し、家庭・地域・職場・教育現場の各分野での取組を行っています。

こうした中、平成23年3月には東日本大震災が発生し、我が国に甚大な被害をもたらしました。この震災を通して、これまで以上に防災のあり方に目が向けられる一方で、避難生活や復興プロセスにおいて、男女のニーズの違いに配慮が欠けていたという実態も浮き彫りになり、震災を通して今改めて社会のあり方が問われています。また、子育てや雇用形態などの社会環境の変化、平成23年10月の斐川町との合併をふまえながら、男女共同参画の取組を行う必要もあります。

そこで、これまでの取組の検証、また新たな課題や数値目標を盛り込んだ第3次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を策定しました。この計画を基に、市民のみなさまをはじめ、関係機関・団体のみなさまとともに、出雲らしい男女共同参画のまちづくりを進めていきたいと思いをします。

最後に、策定にあたり、熱心にご審議いただきました出雲市男女共同参画推進委員会のみなさま、貴重なご意見をお寄せいただきました市民のみなさまに、心より感謝申し上げますとともに、今後の取組へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年（2013）3月

出雲市長 長岡 秀人

## 目次

### 『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』(H24～H28)

#### 第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 男女共同参画に関する動き
  - (2) 市における男女共同参画の状況

#### 第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 計画の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

#### 第3章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり・・・・・・・・・・ 6
  - 基本課題1 人権尊重意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 9
  - 基本課題1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進・・・・・・・・ 10
  - 基本課題2 家庭における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 11
  - 基本課題3 地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 15
  - 基本課題4 職場(働く場)における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 16
  - 基本課題5 教育現場における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 19
  - 基本課題6 国際交流その他の分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 20
- 基本目標Ⅲ 男女間の暴力根絶と生涯を通じた心身の健康づくり・・・・・・・・ 21
  - 基本課題1 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶・・・・・・・・ 22
  - 基本課題2 性と生殖に関する互いの意思の尊重・・・・・・・・ 23
- 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - 基本課題1 行政における推進体制の整備・・・・・・・・・・・・ 25
  - 基本課題2 市民との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・ 27
  - 基本課題3 国、県、関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・ 27

#### 第4章 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

#### 参考資料

- 1 「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」(H24～H28)策定経過・・・・・・・・ 29
- 2 「男女共同参画社会に向けての市民意識調査(平成24年5月実施)」集計結果(抜粋)・・ 30
- 3 出雲市男女共同参画のまちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 4 出雲市男女共同参画推進本部設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 5 出雲市の主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

## 第3次 出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画

---

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 策定の趣旨

本市は、平成17年12月、2市4町合併後の新市における男女共同参画の取組の指針となる「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、真に心豊かで活力のある出雲市の創造に向け、男女共同参画のまちづくりを実現するために、家庭・地域・職場・教育現場等のあらゆる場面・分野での推進を図ってきました。

その結果、これまでの取組が実を結び、成果として現れつつありますが、一方で、社会情勢の変化、市における男女共同参画関連の個別計画の策定と施策の進展、平成23年10月の斐川町との合併など、本市における男女共同参画社会の実現をとりまく環境も変化しています。

こうした状況をふまえ、「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」第10条に基づいて、出雲市における男女共同参画のまちづくり実現のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、第3次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を策定します。

## 2 策定の背景

### (1) 男女共同参画に関する動き

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられ、平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定され、以降、男女共同参画に関するさまざまな取組が行われてきました。そして、平成22年には、「男女共同参画基本計画」(第3次)が策定され、「男女共同参画社会基本法」施行後の10年間の反省をもとに、実行性のあるアクション・プランとして、女性の活躍による経済社会の活性化、男性・子どもにとっての男女共同参画の推進、さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進など、取組のポイントが示されました。

島根県においては、平成13年に「島根県男女共同参画計画」を策定し、平成14年には「島根県男女共同参画推進条例」が制定されました。その後、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行をうけ、平成17年には、相談から自立支援まで総合的な取組を進めるため「島根県DV対策基本計画」を制定し、DV※対策に取り組んでいます。また、平成23年には、新たに、男性や若者にむけた男女共同参画の理解促進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)※の推進などを盛り込み「第2次島根県男女共同参画計画」が策定されました。

### (2) 市における男女共同参画の状況

本市では、平成18年3月に策定した『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を継続・発展させた第2次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』を平成22年3月に定め、家庭・地域・職場・教育現場等のあらゆる場面・分野での男女共同参画のまちづくりを進めてきました。

平成17年には、市民に男女共同参画のまちづくりをアピールするために「男女共同参画都市宣言」を行い、平成20年11月には「全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも」を市民主体の実行委員会の企画運営で開催し、市民レベルでの男女共同参画の動きが活発化してきています。

また、平成21年3月には、社会問題となってきたDV(配偶者からの暴力)に対応していく

ため「出雲市DV対策基本計画」を策定し、「研修・普及啓発活動の充実」と「相談窓口の充実」に視点をあてた取組を行ってきました。さらに、平成24年3月には、3年間の取組を評価・総括し、第2次「出雲市DV対策基本計画」を策定しました。

こうした中、第2次『出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画』の中間年である今年度、旧斐川町を含めた「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」を実施しました。前回調査（平成21年7月）と比べ、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識に否定的な人の割合、職場において男女が平等であると感じている人の割合が増加しているといった結果がでてきており、これまでの取組が成果をあげていると考えられます。

一方、東日本大震災の発生にともなう復興に向けた動き、少子高齢化の進展、経済の低迷化など社会状況も日々変動しており、防災・復興への女性の参画、子育て・介護支援の拡充、企業への啓発、女性のエンパワーメント※の推進など、これまで以上に取り組んでいかねばならないポイントも浮き彫りになってきています。

---

#### ※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー等密接な関係にある、または、あった異性からの暴力（身体・精神的な暴力のほか、性的、経済的、社会的暴力などさまざまな形態がある）。広い意味では女性や子ども、高齢者や障がい者等、家庭内の弱者への暴力にも使われることがある。

#### ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。（内閣府・男女共同参画会議「仕事と生活の調和に関する専門調査会」から）

#### ※エンパワーメント

「力をつけること」という意味を持つ言葉。女性や人種的マイノリティ（少数派、少数民族）等の社会的弱者が自ら力をつけていくことをいう。女性が自ら社会的な力をつけるエンパワーメントにより、社会が女性に対して持つ認識や、女性の役割の決められ方を変えていこうとする考え方。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、「出雲市総合振興計画」及び同基本計画をはじめその他関連する計画の目的・意義との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた事業を展開するための計画です。

### 2 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度（2012）から平成28年度（2016）までの5年間とします。ただし、社会の動向や情勢の変化に的確に対応していくため、状況に応じて施策の見直しを行います。

### 3 基本理念

男女共同参画のまちづくりは、「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」第3条に明記されている次の7つの基本理念を踏まえて推進します。

- ① 人権の尊重
- ② 多様な生き方を認め合う
- ③ 政策決定等に対等・平等に参画
- ④ 家庭、地域、職場等のあらゆる活動に対等・平等に参画
- ⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 男女間の暴力の根絶
- ⑦ 国際社会の取組と国際協調

### 4 計画の重点事項

市における男女共同参画の状況、これまでの取組をふまえ、次の6つを重点事項に掲げ取り組んでいきます。なかでも、昨今の社会情勢や市民意識調査等からみえてきたニーズを反映し、ワーク・ライフ・バランスの推進、男女間の暴力の防止と被害者への支援に加え、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からみえてきた、男女共同参画の視点での防災・災害対応ができる地域をめざし、地域における男女共同参画の取組について、特に重点的に取り組んでいきます。また、計画の中で特に課題として注視すべき項目については、進捗の指標となる数値目標を設定します。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ★男女共同参画意識の普及・定着  | ★男女間の暴力の防止と被害者への支援 |
| ★ワーク・ライフ・バランスの推進 | ★総合的な推進体制整備        |
| ★地域における取組の充実     | ★市民と行政の協働の取組の推進    |

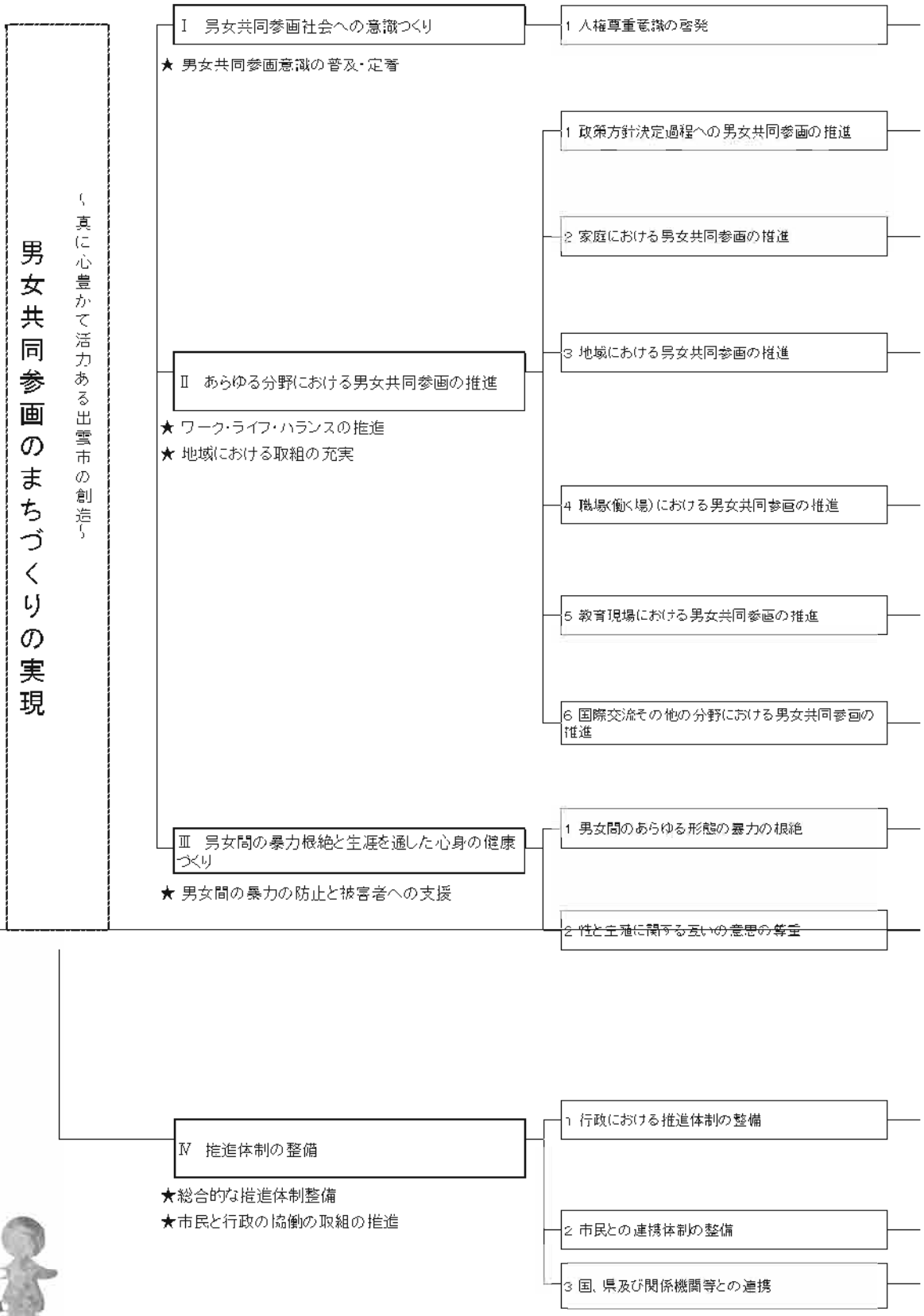


## 5 施策の体系

将来像

基本目標

基本課題



施策の方向

具体的取組

— I-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権尊重意識の啓発</li> <li>(2) メディアにおける人権の尊重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画に関する講演会や講座の開催</li> <li>2 多様な広報媒体による広報・啓発の充実</li> <li>3 市民相談体制の充実</li> <li>4 男女共同参画についての先進的な取組の紹介等</li> <li>5 刊行物やホームページの内容の見直し</li> <li>6 男女共同参画の視点からの表現の啓発</li> </ul>
— II-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策方針決定過程への男女共同参画の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 審議会等の政策方針決定過程への男女共同参画の推進</li> <li>8 男女共同参画に関する人材情報の登録・活用</li> </ul>
— II-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭における点検・見直し</li> <li>(2) 子育て、介護等の支援策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 家庭における男女共同参画意識の普及</li> <li>10 夫婦を対象とした学習機会の提供</li> <li>11 子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービスの情報提供</li> <li>12 子育て、介護、障がい者(児)に関する相談業務の充実</li> <li>13 子育てネットワーク等の支援体制の充実</li> <li>14 子育て支援事業の充実</li> <li>15 要介護者(高齢者、障がい者(児))がいる家庭への支援の充実</li> <li>16 母子家庭、父子家庭への支援の充実</li> </ul>
— II-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における点検・見直し</li> <li>(2) 人材の育成と参画の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17 地域における男女共同参画意識の普及</li> <li>18 地域における男女共同参画の取組推進</li> <li>19 地域における政策方針決定過程への男女共同参画の推進</li> <li>20 消防団、自主防災組織への女性参加の促進</li> <li>21 市民団体・グループへの活動支援</li> </ul>
— II-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職場(働く場)における点検・見直し</li> <li>(2) 事業所等に対しポジティブ・アクション(積極的改善措置)への取組の支援</li> <li>(3) 農林水産商工業、自営業者等における取組の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>22 労働に関する法令等の広報・情報提供</li> <li>23 経営者等へのポジティブ・アクション(積極的改善措置)の普及啓発</li> <li>24 農業等における女性の経済的地位の向上の取組</li> <li>25 女性の起業支援、女性グループ活動の支援</li> </ul>
— II-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育現場における点検・見直し</li> <li>(2) 学校(園)教育における取組の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>26 教職員等に対する研修の実施</li> <li>27 園児・児童・生徒に対する人権教育の推進</li> <li>28 副読本、人権パンフレットを活用した指導</li> </ul>
— II-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国際交流の推進</li> <li>(2) その他の分野における男女共同参画の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29 国際理解の促進と情報提供</li> <li>30 海外交流事業の推進</li> <li>31 在住外国人への生活支援</li> <li>32 その他の分野における男女共同参画の推進</li> </ul>
— III-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女間の暴力をなくす環境づくり</li> <li>(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援</li> <li>(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>33 DV防止に関する広報・講座等の開催</li> <li>34 学校におけるDV防止研修の実施</li> <li>35 DV等相談体制の充実</li> <li>36 DV被害者支援体制の充実と自立への支援</li> <li>37 セクシュアル・ハラスメント防止意識の普及</li> </ul>
— III-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>38 発達段階に応じた性の健康教育の実施</li> <li>39 健康教育の推進と、健診・相談体制の充実</li> <li>40 妊娠、出産等における母性保護の促進</li> </ul>
— IV-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市における体制整備</li> <li>(2) 拠点施設機能の充実</li> <li>(3) 男女共同参画の環境整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>41 男女共同参画推進体制の整備</li> <li>42 行動計画実施状況の把握・見直し</li> <li>43 男女共同参画に関する苦情相談窓口の設置</li> <li>44 入札参加希望者等の男女共同参画への取組状況を把握</li> <li>45 女性の管理職等への登用促進</li> <li>46 市職員研修の実施</li> <li>47 男女共同参画推進拠点機能の充実</li> <li>48 コミュニティセンター機能の充実</li> <li>49 ジョブ・ステーション出雲による就職支援</li> <li>50 災害時等の男女の人権に配慮した対応</li> <li>51 ユニバーサルデザインによるまちづくり</li> </ul>
— IV-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民との連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>52 職場、教育現場における推進体制の整備</li> <li>53 男女共同参画のネットワークづくり</li> </ul>
— IV-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国、県及び関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>54 国、県及び関係機関との連携による推進</li> </ul>

## 第3章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

#### 【重点的な取組事項】 ★男女共同参画意識の普及・定着

女性も男性もすべての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりに、男女が認め合い支え合う男女共同参画の意識を醸成していく必要があります。

男女共同参画推進の拠点施設である市男女共同参画センターを中心に、各種啓発講座を実施するほか、広報いずも、ケーブルテレビ等、さまざまな広報媒体を活用しての啓発を行っています。その結果、平成24年5月に実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」では、性別による役割分担意識に否定的な人の割合が66.1%と前回調査（平成21年7月 65.5%）よりもわずかですが上向き、少しずつ男女共同参画意識が定着してきていると思われます。しかしながら、一方で20代女性、60代以上男性で性別による役割分担意識に否定的な人の割合が低いといった傾向もみられます。

男女共同参画意識を醸成していくためにも、各年代・性別のニーズに応じた男女共同参画講座を企画し、男女共同参画社会の実現について考えるきっかけづくりを提供するとともに、特に、男性、子どもにとっての男女共同参画を進めるための取組を積極的に行っていきます。

また、多様なメディアが発信する情報により、男女共同参画について間違った捉え方がされている場合もあります。女性の人権や社会的性差（ジェンダー※）に敏感な視点※で情報を公正に判断する力が養えるよう啓発していきます。

---

#### ※ジェンダー

人間には、生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性差」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性差」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

#### ※社会的性差（ジェンダー）に敏感な視点

「社会的性差」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

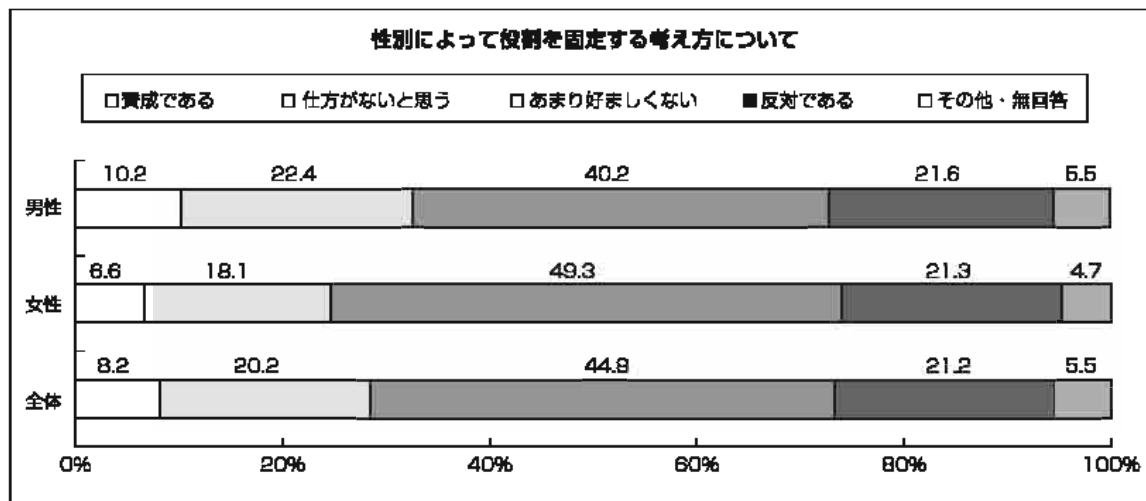
「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化をめざすこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。たとえば、児童生徒の発達段階を踏まえない、行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は、きわめて非常識です。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではありません。

（内閣府「男女共同参画基本計画（第2次）から」）

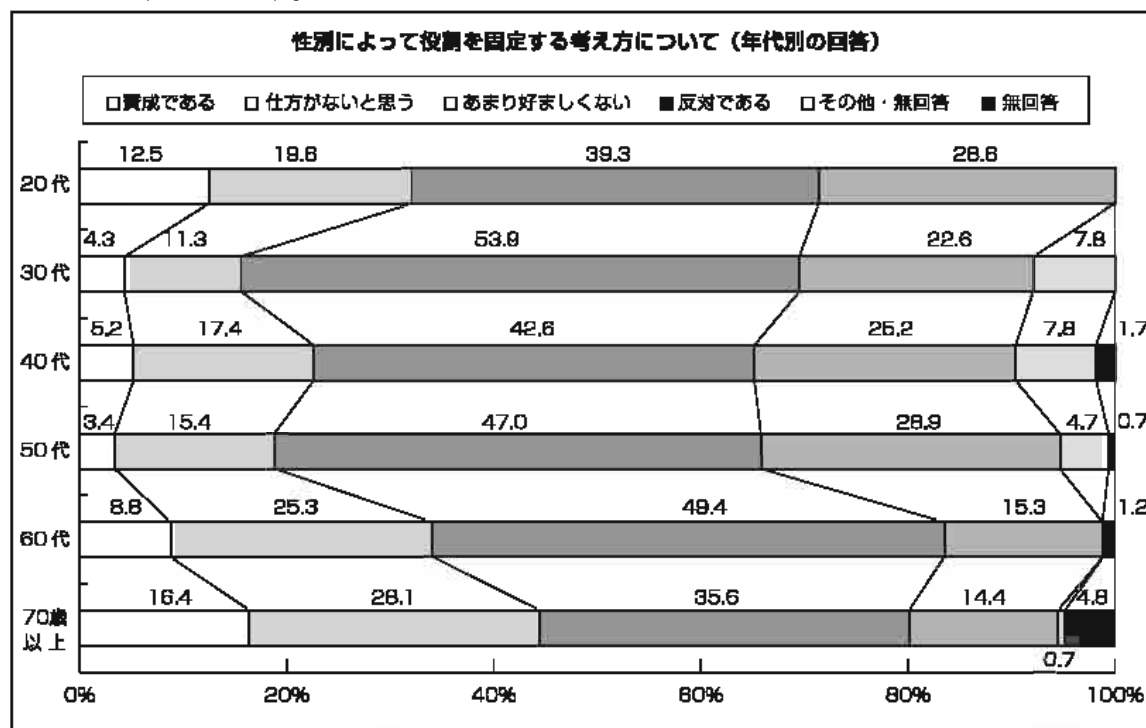
### 【参考資料；男女の役割に関する意識】

『男は仕事、女は家庭』といった性別によって役割を固定する考え方について、あなたはどのように思いますか？

- ・・・全体の66.1%が性別によって役割を固定する考え方に反対する回答が、前回調査(H21、65.5%)より多くなっています。



- ・・・年代別の回答をしてみると性別によって役割を固定する考え方に賛成する割合が、20歳代の回答が60歳代、70歳以上の回答と同程度の数値となっており、20歳代の3割が「性別による固定的な役割分担」を容認している実態がうかがえます。



○男だから、女だからと言う考え方を交えること。互いに自分の苦手を相談しあい、協力できれば、男女共同参画は成功できると思う。  
 (20歳代男性) (「市民意識調査」から)

参考資料；「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成24年5月、市内の20歳以上の男女1,992人（無作為抽出）を対象に実施）結果から。以下グラフ内容は同調査から抽出。  
 回答者数759人（男性343人、女性408人）、回答率38.2%。

## 基本課題 1 人権尊重意識の啓発

### (1) 人権尊重意識の啓発

	具体的な取組	施策の内容	所管課
1	男女共同参画に関する講演会や講座の開催	○人権尊重の視点から、本行動計画及び「 <u>出雲市人権施策推進基本方針</u> ※」に基づき、講演会・講座の開催、啓発事業の充実を図ります。 ○ワークショップの開催等により女性のエンパワーメントを促進します。 ○地域、職場等への出前講座を積極的に実施します。 ○男性、子どもにとっての男女共同参画を進めるための取組を推進します。	人権同和政策課 市民活動支援課
2	多様な広報媒体による広報・啓発の充実	○広報紙への定期的な掲載、啓発パンフレット・情報紙・ホームページなどへの掲載により、意識啓発を進めます。 ○男女共同参画に関する資料を収集し、市民への情報提供に努め、意識啓発を進めます。	人権同和政策課 市民活動支援課 出雲中央図書館
3	市民相談体制の充実	○あらゆる人権問題についての相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者への適切な助言・支援を行います。(女性相談、人権相談、児童相談、子ども・若者相談など)	人権同和政策課 子育て支援課 市民活動支援課 青少年育成課
4	男女共同参画についての先進的な取組の紹介等	○男女共同参画啓発事業、広報・ホームページ・ケーブルテレビ等の広報媒体を活用し、家庭・地域・職場・教育現場での先進的な取組を紹介し、啓発を図ります。	市民活動支援課

### ※数値目標

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
性別による役割分担意識に否定的な人の割合(市民意識調査)	66.1%	75%

### (2) メディアにおける人権の尊重

	具体的な取組	施策の内容	所管課
5	刊行物やホームページの内容の見直し	○市の広報・ホームページや啓発紙及び各種刊行物について、男女共同参画の視点に立った表現ができていないか点検し、必要に応じて見直しを行います。	広報情報課 市民活動支援課
6	男女共同参画の視点からの表現の啓発	○市の刊行物を作成する際の参考資料を提供し、男女共同参画の視点に立った表現を促します。	広報情報課 市民活動支援課

### ※出雲市人権施策推進基本方針

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策基本方針」の趣旨を踏まえ、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を定め、その施策を推進するための行動計画として策定。

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 【重点的な取組事項】 ★ワーク・ライフ・バランスの推進

#### ★地域における取組の充実

政策や方針決定過程への男女共同参画の推進については、審議会等の委員を選出する際、男女いずれか一方の性が40%未満にならないように努めてきましたが、平成24年4月1日現在の審議会における女性の参画は**31.0%**です。市民意識調査では、「女性自らが、会長など責任ある役職につくことを避けようとする」と感じるといった結果もでており、女性への意識啓発、人材育成に繋がるような事業を充実させる必要があります。

生活の基本となる家庭における取組では、家庭での役割分担についての啓発や子育て支援、介護支援などを行ってきた結果、家庭生活における平等感があがってきています。若い世代では、男女が一緒になって子育てする姿が一般的になってきているものの、介護世代では、介護がまだまだ女性が主になって担っている傾向もみられ、家庭における男女共同参画意識の普及についてさらに取り組んでいく必要があります。

地域における取組としては、市内36コミュニティセンターに対し、地区単位の主体的な推進組織づくりを働きかけてきました。その結果、各コミュニティセンターで、男女共同参画に関する講座が開催されています。今後も市内全域において、男女共同参画の地域づくりが進むよう働きかけを行うとともに、地域の拠点であるコミュニティセンター職員等の企画力向上を図り、地域における男女共同参画を推進します。

近年の厳しい経済情勢の中、規模の小さい事業所では、給与や昇給といった待遇面での男女間格差の是正や育児・介護休暇制度等を整えることが困難な状況です。しかし、ワーク・ライフ・バランスは、職場における優秀な人材確保の点からも重要であるといわれており、市として、国・県及び関係機関と連携を強化しながら、企業自らのポジティブ・アクション※の推進、一般事業主行動計画※の策定を働きかけます。

教育現場においては、固定的な役割分担意識をなくすため、子どものころから男女共同参画を基本とする教育を引き続き行っていくとともに、将来の社会生活や家庭生活における、それぞれの個人の尊重と責任の重要性を認識する教育を行います。

その他、国際化社会が進展している中で市内においても在留外国人が増えています。引き続き、国際交流事業を推進するとともに、市内での生活のサポートを行っていきます。また、環境や文化、観光、スポーツ、まちづくりなど、市民の暮らしの改善につながるあらゆる分野においても、引き続き男女共同参画を推進し、活動の活性化を図ります。

---

#### ※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての、男女間の格差を改善するために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対して、その機会を積極的に提供すること。

#### ※一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画。「次世代育成支援対策推進法」の中で、101人以上の労働者を雇用する事業主が策定することを義務付けている。

## 基本課題1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進

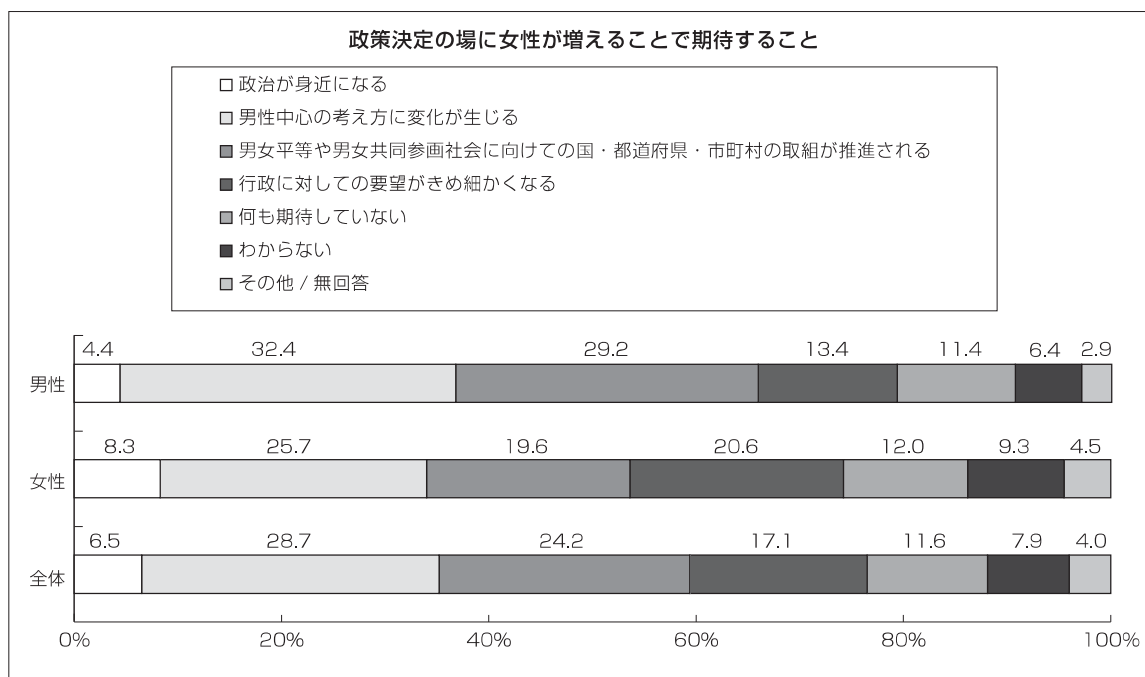
	具体的な取組	施策の内容	所管課
7	審議会等の政策方針決定過程への男女共同参画の推進	○市の審議会等への参画について目標数値を設け、「出雲市審議会等委員への女性の参画推進要綱」に基づき男女共同参画を推進します。 ○女性委員ゼロの審議会等については、女性委員の参画を積極的に推進します。	市民活動支援課 各課
8	男女共同参画に関する人材情報の登録・活用	○「男女共同参画人材リスト」により、庁内各課が所管する審議会等委員の選考に際して人材情報を提供し、女性の登用の促進を図ります。	市民活動支援課

### ※数値目標

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
市の審議会等への女性の参画率	31.0%	40%
女性の参画がゼロの審議会等の数	7	0

### 【参考資料；政策決定の場に女性が増えることで期待すること】

『あなたは、政策決定の場（国・都道府県・市町村議会や審議会等）に女性が増えることで何を期待しますか？』  
 ・ ・ ・男女ともに「男性中心の考え方に変化が生じる」と回答した人がもっとも多く、ついで「男女平等や男女共同参画社会にむけての国・都道府県・市町村の取組が推進される」と回答しています。



○審議会等政策決定の場への参画等について、自分自身が参画するハードルを上げているのかもしれない。もっと楽に考えてもいいのかもしれない。女性は女性の立場で言える意見があるのだから・・・。(30歳代女性) (「市民意識調査」から)

## 基本課題2 家庭における男女共同参画の推進

### (1) 家庭における点検・見直し

	具体的な取組	施策の内容	所管課
9	家庭における男女共同参画意識の普及	○家庭生活における男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識啓発・情報提供を行い、男女がお互いに支え合う家庭づくりを促します。	市民活動支援課
10	夫婦を対象とした学習機会の提供	○学習会、講座を開催し、家庭教育や父親の家庭参加の重要性についての認識を促します。	市民活動支援課
11	子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービスの情報提供	○子育て支援や高齢者・障がい者福祉・介護サービス等の制度や施設情報についてわかりやすく周知し、家庭生活における子育てや介護等の負担の軽減を図ります。	福祉推進課 子育て支援課 高齢者福祉課 健康増進課

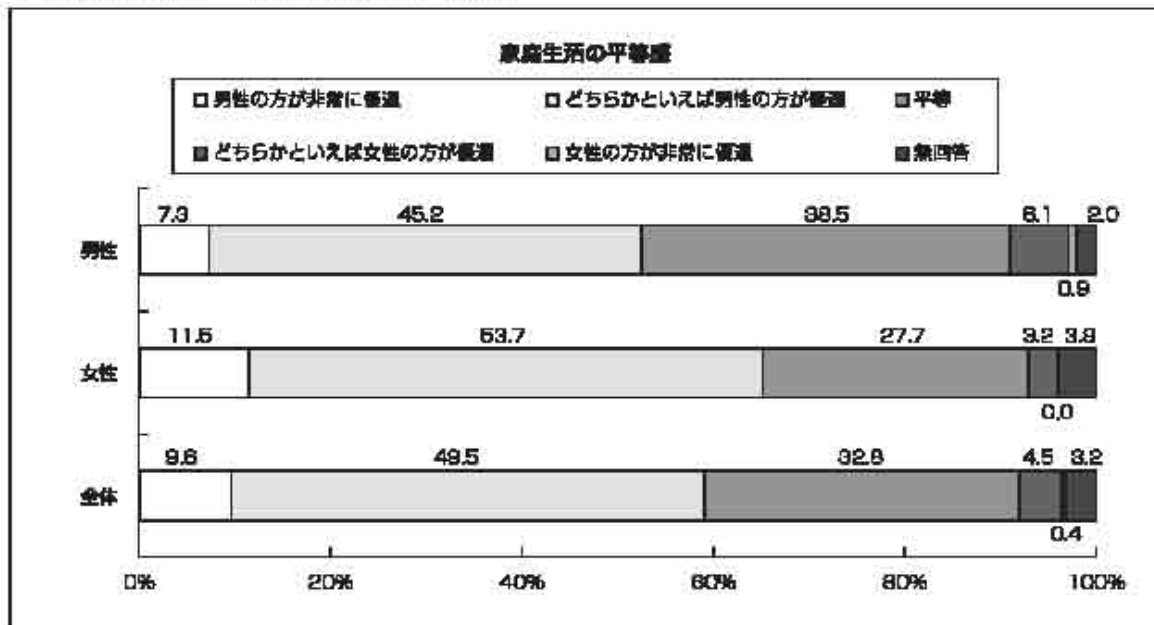
### ※数値目標

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
家庭生活において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	32.8%	35%

### 【参考資料：家庭生活における平等感】

『家庭生活中、男女の立場は平等になっていると思いますか？』

- ・・・家庭生活中で男女が平等と感じている人の割合は、32.8%で前回調査(29.5%)より増加しましたが、女性よりも男性のほうが「平等」と感じています。



○能力のある女性がおさえられたり、逆に、女性だからと逃げ出したり、そのようなことが起こらない社会にしていけることが必要である。そんな社会にしていけるためには、まずは家庭から取り組んでいくことが大切だと思う。(50歳代女性) (「市民意識調査」から)



(2) 子育て、介護等の支援策の充実

	具体的な取組	施策の内容	所管課
12	子育て、介護、障がい者（児）に関する相談業務の充実	○子育てや高齢者福祉・介護、障がい者（児）に関する相談体制を充実し、悩み・不安等の解消を図ります。	福祉推進課 子育て支援課 高齢者福祉課 健康増進課 教育政策課 学校教育課 青少年育成課
13	子育てネットワーク等の支援体制の充実	○地域全体で子育て家庭を支援できるよう各地区への啓発を推進するとともに、子育て中の保護者、ボランティア、保育所、幼稚園等関係機関とのネットワーク体制の充実を図ります。	子育て支援課
14	子育て支援事業の充実	○地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実し、子育て家庭を総合的に支援します。	子育て支援課 教育政策課 学校教育課 青少年育成課
15	要介護者（高齢者、障がい者（児））がいる家庭への支援の充実	○「 <u>高齢者福祉計画・介護保険事業計画</u> 」※・「 <u>障がい者福祉計画</u> 」※に基づき、介護を必要とする高齢者、障がい者（児）等への支援サービスを充実し、要介護者及び介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。	福祉推進課 高齢者福祉課
16	母子家庭、父子家庭への支援の充実	○ひとり親家庭の経済的負担と児童の健全な育成、生活の安定を図ります。	福祉推進課 子育て支援課



○自立とか社会参加というのは家庭のことも含めてのことであると思う。女性の外への社会参加も大切だが、男性の内（家）への参加も必要だと思う。（40歳代女性）（「市民意識調査」から）

※高齢者福祉計画・介護保険事業計画（H23年度策定。計画期間H24～26年度）

出雲市の高齢者保健・福祉・介護施策の道しるべとなるべき総合計画として位置づけ、日常生活圏域を単位とした高齢者施策を推進するために策定。介護保険事業計画としては第5期の事業計画となり、本計画策定にあたっては、平成27年度の介護サービス基盤を見据えて策定している。

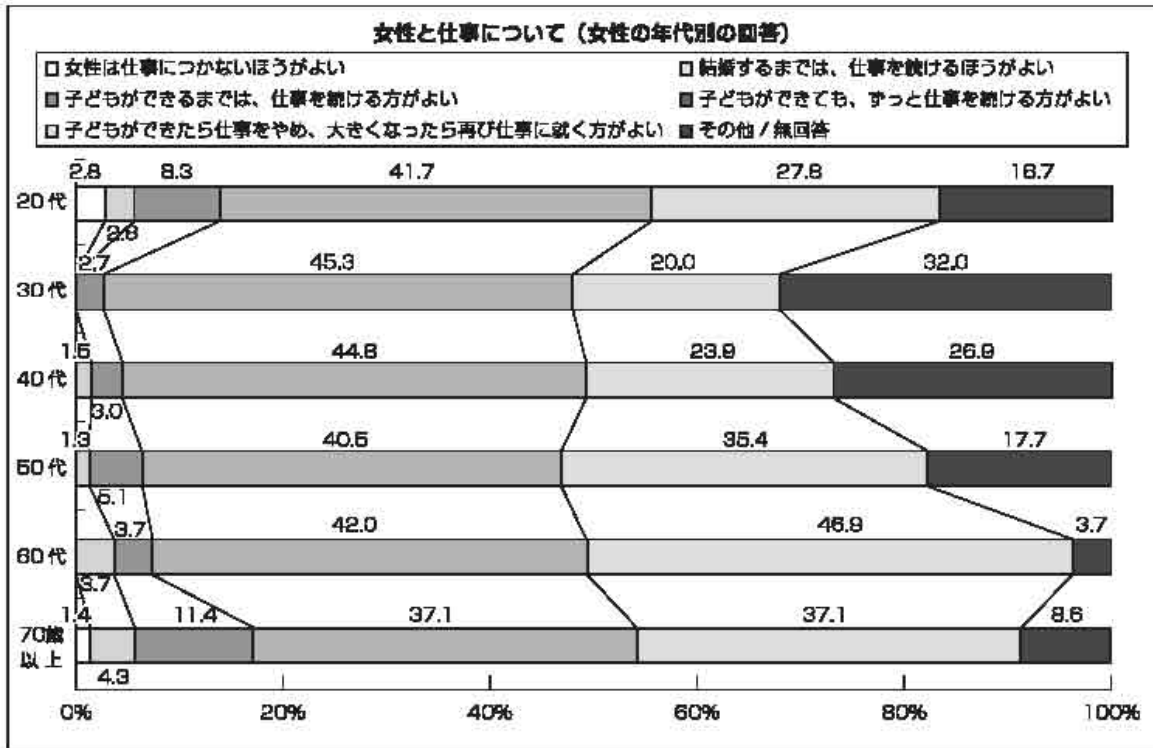
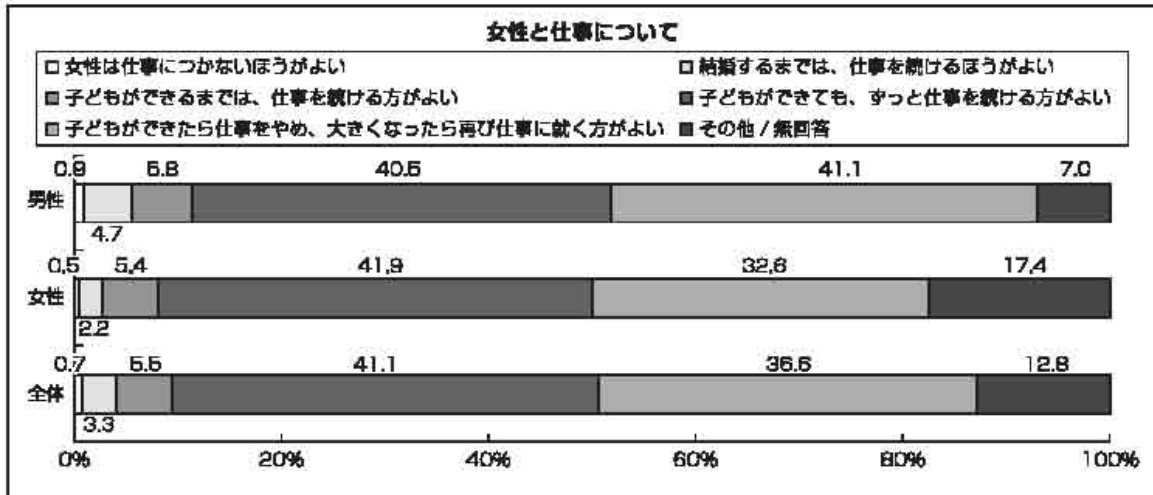
※障がい者福祉計画（H23年度策定。計画期間H24～26年度）

障がい者福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、障がい者福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量の確保のための方策等について定めている。

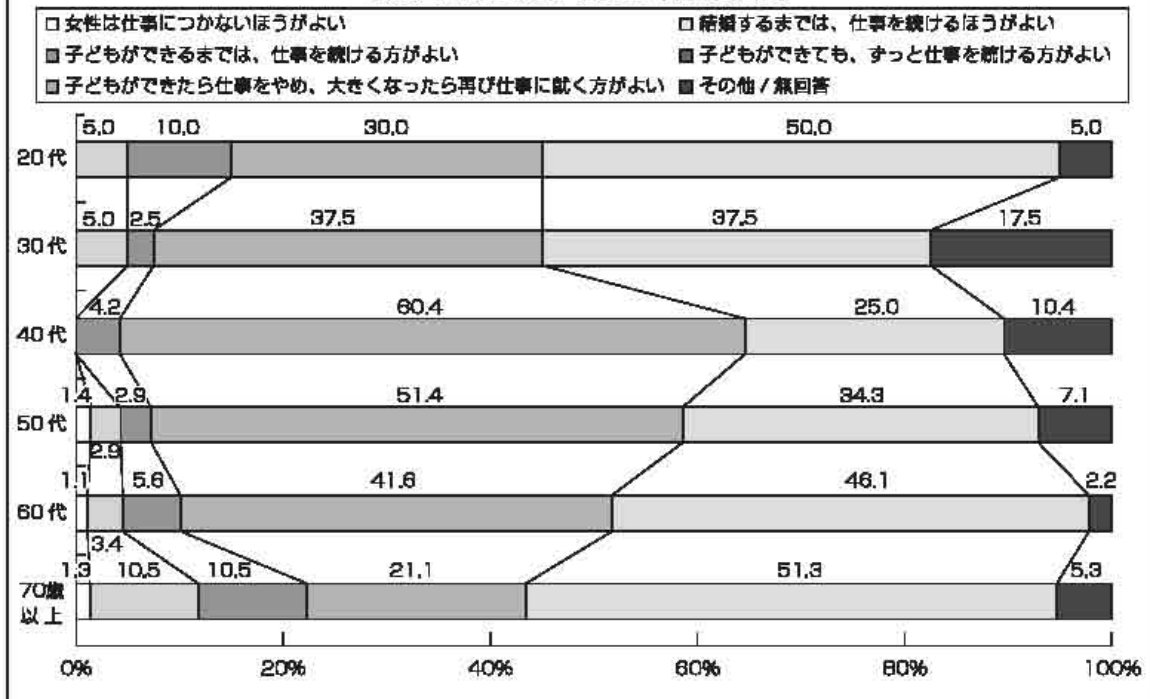
**【参考資料：女性と仕事についての考え方】**

**『女性と仕事についてどうお考えですか？』**

- ・・・「子どもができてずっと仕事を続ける方がよい」という意見が前回調査より増えています。また、年齢別には、20代で「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」と回答している割合が高いものの、20代男性で60%、20代女性で27.8%と男女の意識の違いが顕著となっています。



### 女性と仕事について（男性の年代別の回答）



- 県外から嫁ぎ、町内行事に女性が前面に出ないことに驚いた。(30歳代女性)
- 私自身、地域の役を頼まれた時、仕事や家庭を理由に逃げている。(50歳代女性)
- 出雲市の特徴として、女性の方が自ら一歩引く傾向がある。(70歳代男性)
- 地域ではまだ、田舎ほど男性中心の事柄が多いように思う。文化・習慣等、守るべきところは守り、変えるところは変え、女性がかつと社会へ出ていくべきだと思う。(40歳代男性) (「市民意識調査」から)

### 基本課題3 地域における男女共同参画の推進

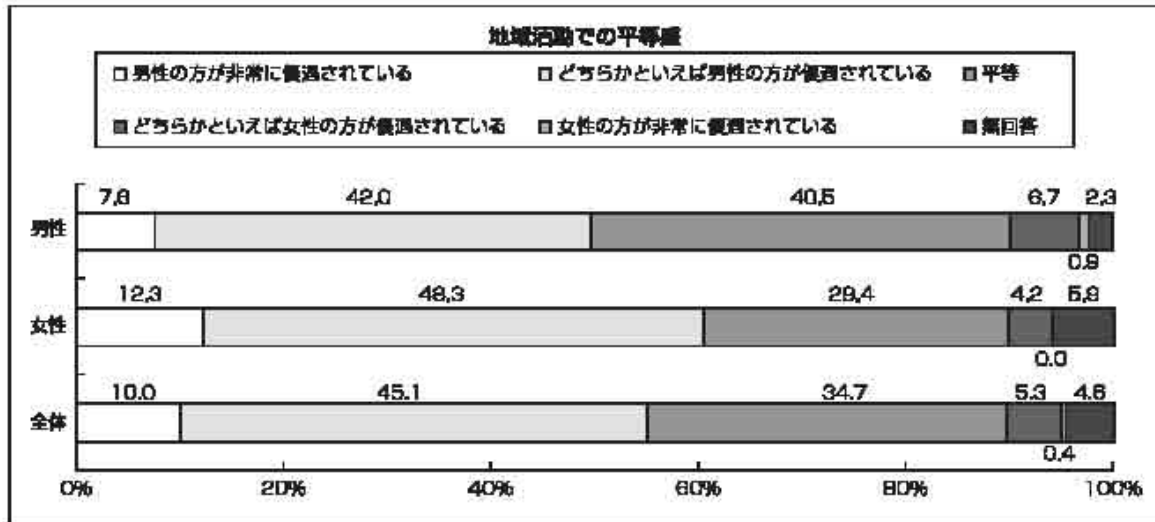
#### (1) 地域における点検・見直し

	具体的な取組	施策の内容	所管課
17	地域における男女共同参画意識の普及	○地域への出前講座等の実施により、地域における男女共同参画意識づくりを促します。	市民活動支援課

#### 【参考資料；地域活動における平等感】

『地域活動で、男女の立場は平等になっていると思いますか？』

- ・・・地域活動をする中での平等感は、34.7%と、前回調査と変わっていません。



#### (2) 人材の育成と参画の促進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
18	地域における取組の充実	○コミュニティセンターとの連携により、地域における男女共同参画の取組を推進します。	自治振興課 市民活動支援課
19	地域における政策方針決定過程への男女共同参画の推進	○地域への出前講座等により意識啓発を積極的に行い、各種団体、地区自治会等の役員へ男女が共に参画できるような地域環境をつくれます。	自治振興課 市民活動支援課
20	消防団、自主防災組織への女性参加の促進	○安心安全な地域づくりを進めるため、防災対策において男女双方の視点を配慮した取組が行えるよう女性の参加を促進します。	消防本部
21	市民団体・グループへの活動支援	○市民によるさまざまな活動の相関に対応し、自立的・主体的な市民活動を支援します。 ○公益的な活動を行なう市民団体へ補助することで、市民活動の活性化を促進します。	市民活動支援課

#### ※数値目標

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
地域社会において男女が平等であると感じている人の割合(市民意識調査)	34.7%	40%
女性消防団員数	11人	24人

## 基本課題4 職場（働く場）における男女共同参画の推進

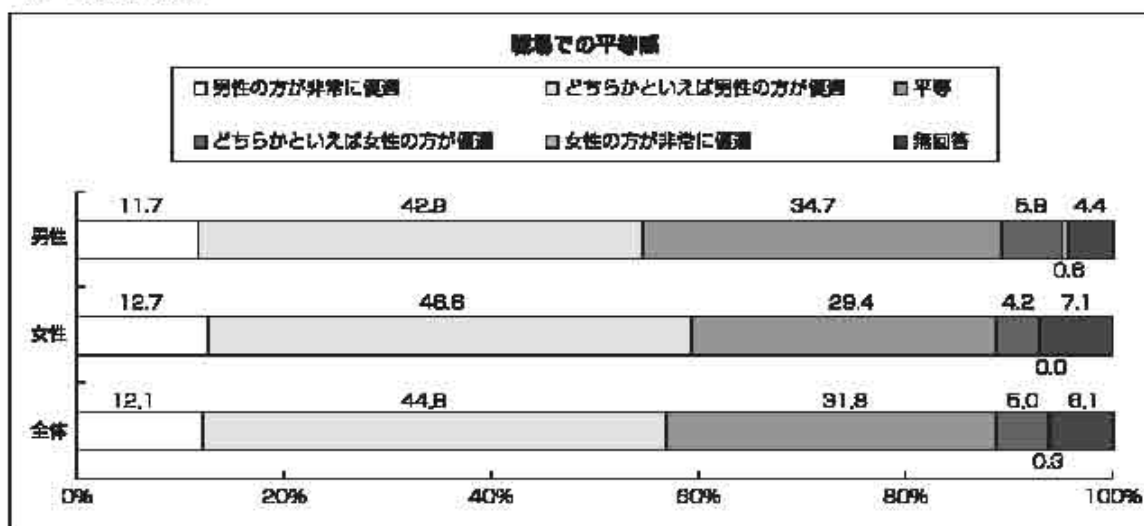
### (1) 職場（働く場）における点検・見直し

	具体的な取組	施策の内容	所管課
22	労働に関する法令等の広報・情報提供	○労働基準法※をはじめ、男女雇用機会均等法※、育児・介護休業法※等に関する広報や情報提供を行い、男女が共に安心して働ける職場づくりを促します。	市民活動支援課 産業振興課

#### 【参考資料：職場における平等感】

『職場で、男女の立場は平等になっていると思いますか？』

- ・・・職場での平等感は、31.8%となっており、前回調査（27.8%）と前々回調査（23.9%）から増加傾向となっている状況です。



○結婚するまでは仕事に集中し、男性にも負けたいと思うくらい仕事をしてきました。しかし、結婚し、家事等におわれ、思うように仕事ができなくなっています。まだ子どもはいませんが、友人をみていると、仕事をしたくても育児休暇が取れなかったり、職場で肩身のせまい思いをしたりしています。子どもは欲しいのですが、仕事のことを考えると出産について悩みます。(30歳代女性)

○少子化といわれながらも、職場での産休・育休制度がまだまだ定着されていない。よって、産休に伴い、女性が職場退職をせざるを得ない状況がある。会議や大事な案件についても男性のみで決定されることが多いように感じる。男性は仕事を第一に考え、女性は家庭を優先に考えていることが当然と思われる社会がおかしいのではないか。(60歳代男性)

○男性の育児参加・育児休暇の取得推進をすべきである。現在の子育て世代は、育児参加が進んでいるが、仕事が忙しく、思うように育児ができない。(30歳代男性) (「市民意識調査」から)



#### ※労働基準法

労働者の労働条件の最低基準を定めた法律で、労働者(パートタイム労働者等を含む)を使用するすべての事業場に適用。

#### ※男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を目的に、(1)募集及び採用に係る女性労働者に対する差別の禁止、(2)配置、昇進及び教育訓練に係る女性労働者に対する差別の禁止等を定めた法律。

#### ※育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことをいう。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用する。

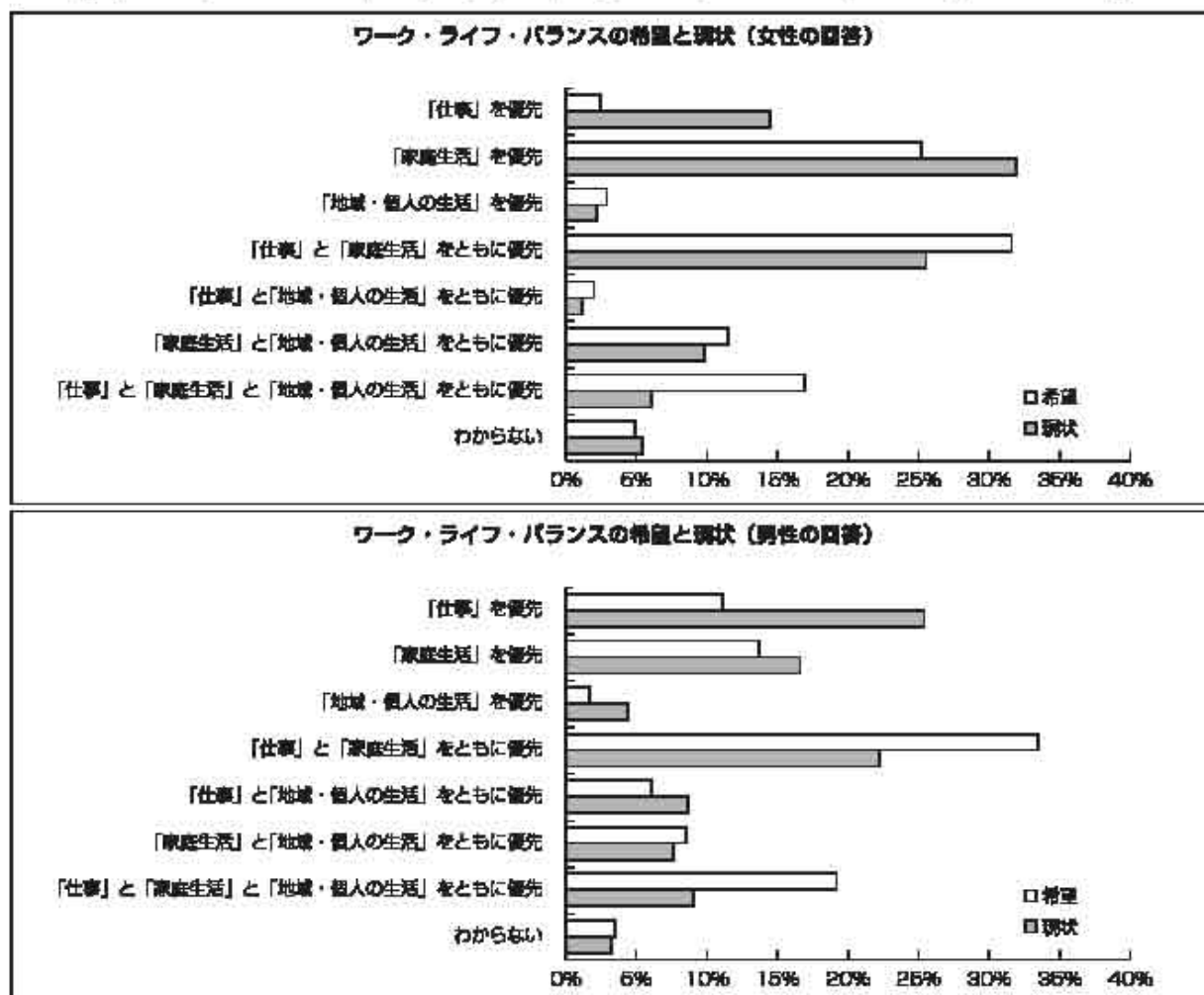
(2) 事業所等に対しポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取組の支援

	具体的な取組	施策の内容	所管課
23	経営者等へのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発	<p>○職場での男女間の格差をなくす取組、男女が働きやすい職場づくりの整備等について、経営者等へ積極的な普及啓発を進めます。</p> <p>○先進的な取組を行っている企業の紹介等を行い、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。</p> <p>○関係機関が開催する研修会等の周知、研修制度の情報提供等を行います。</p> <p>○一般事業主行動計画の策定、<u>こっころカンパニー</u>認定を働きかけます。</p>	市民活動支援課 産業振興課

【参考資料；仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度】

【生活の中での、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度と現状は?】

- ・ ・ ・ 仕事、家庭生活、地域・個人の生活をともに優先したいと希望しているにもかかわらず、実態としては仕事を優先する結果になっている人が多い状況ですが、男性と女性とで希望する形が異なります。



※こっころカンパニー

従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」として島根県が認定し、広くPRするとともに県の融資制度や入札制度で優遇している。

### (3) 農林水産商工業、自営業者等における取組の支援

	具体的な取組	施策の内容	所管課
24	農業等における女性の経済的地位の向上の取組	○家族農業経営において、個人としての役割等を明確にし、適正に評価する <u>家族経営協定</u> ※の締結を推進します。	農業振興課
25	女性の起業支援、女性グループ活動の支援	○農林水産業、商工業等の起業をめざす人に対して、セミナーの開催、相談、資金等支援を行います。	産業振興課 農業振興課 水産振興課

#### ※数値目標

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
職場において男女が平等であると感じている人の割合(市民意識調査)	31.8%	35%
ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.0%	60%
こっころカンパニー市内企業数	40社*	60社
ワーク・ライフ・バランス研修実施事業所数	—	10事業所
農業等における家族経営協定の締結率	61協定*	65協定
漁村集落女性活動支援の箇所数	0か所*	5か所

\* H23 年度数値



#### ※家族経営協定

農家の家族の間で労働条件や報酬等を文書で取り決め、第三者の立会いで調印するもの。これにより、家族(主として夫と妻)の共同経営者としての地位や役割が明確になる。



## 基本課題5 教育現場における男女共同参画の推進

### (1) 教育現場における点検・見直し

	具体的な取組	施策の内容	所管課
26	教職員等に対する研修の実施	○保育所、幼稚園、小中学校教職員を対象に人権尊重及び男女共同参画についての研修を実施します。	子育て支援課 市民活動支援課 教育政策課 学校教育課

### ※数値目標

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
教職員を対象とした男女共同参画に関する研修実施の学校の割合 (保、幼、小、中)	85.0%*	100%

\* H23 年度数値

### (2) 学校(園)教育における取組の支援

	具体的な取組	施策の内容	所管課
27	園児・児童・生徒に対する人権教育の推進	○発達段階に応じた人権を尊重した教育を実践し、園児・児童・生徒の男女共同参画意識を醸成します。 ○自分も他者も大切にできる園児・児童・生徒を育成します。	子育て支援課 教育政策課 学校教育課
28	副読本、人権パンフレットを活用した指導	○人権意識高揚のための副読本、パンフレット等を活用し、人権尊重及び男女共同参画意識づくりの教育を推進します。	学校教育課



- 男女が平等に扱われるのはあたりまえだと思うが、男女には各々適した能力の違いがあり、男らしさ、女らしさは大切であると思います。子どもの頃から家事の分担や、自分の事は自分でする教育が男女共同参画への近道だと思います。(40歳代女性)
- 相手の立場になって考える教育、地域とのつながりを取り入れた教育が必要だと思う。(60歳代女性) (「市民意識調査」から)



## 基本課題6 国際交流その他の分野における男女共同参画の推進

### (1) 国際交流の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
29	国際理解の促進	○外国青年を招致しての異文化交流事業、講座の開催、外国語指導助手を招致した教育・交流により国際理解を深めます。 ○帰国・外国籍児童・生徒に対する日本語指導・学習支援を充実します。	政策企画課国際交流室 学校教育課
30	海外交流事業の推進	○国外姉妹都市等との周年記念交流事業、各種国際交流活動団体への支援等を通じて、異文化交流を促進するとともに、日本語ボランティア等の市民活動も支援します。	政策企画課国際交流室
31	在住外国人への生活支援	○在住外国人が安心して生活できるよう、国、県の機関と連携した相談体制の充実に努めます。	政策企画課国際交流室

### (2) その他の分野における男女共同参画の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
32	その他の分野における男女共同参画の推進	○環境問題等への取組、まちづくり事業への参画、各種イベントへの親子での参加促進等、さまざまな分野における男女共同参画を推進します。	各課



## 基本目標Ⅲ 男女間の暴力根絶と生涯を通じた心身の健康づくり

### 【重点的な取組事項】 ★男女間の暴力の防止と被害者への支援

配偶者からの暴力（DV）※は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、養護する子どもにも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼすことから、DV被害の防止と被害者に対する支援を積極的に進めていく必要があります。

本市では、平成19年度から出雲市女性相談センターを設置し専任の女性相談員による相談体制を整えました。また、平成21年3月には「出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」を策定し、DVをなくす環境づくりの取組や被害者への支援を行ってきました。また、平成21年度からは、市役所内に「女性のための総合窓口」を設置し、ワンストップでの支援に努めてきました。さらに、平成23年度には、「出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」を見直し、若年層への啓発、支援の充実を盛り込んだ第2次「出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」※を策定しました。

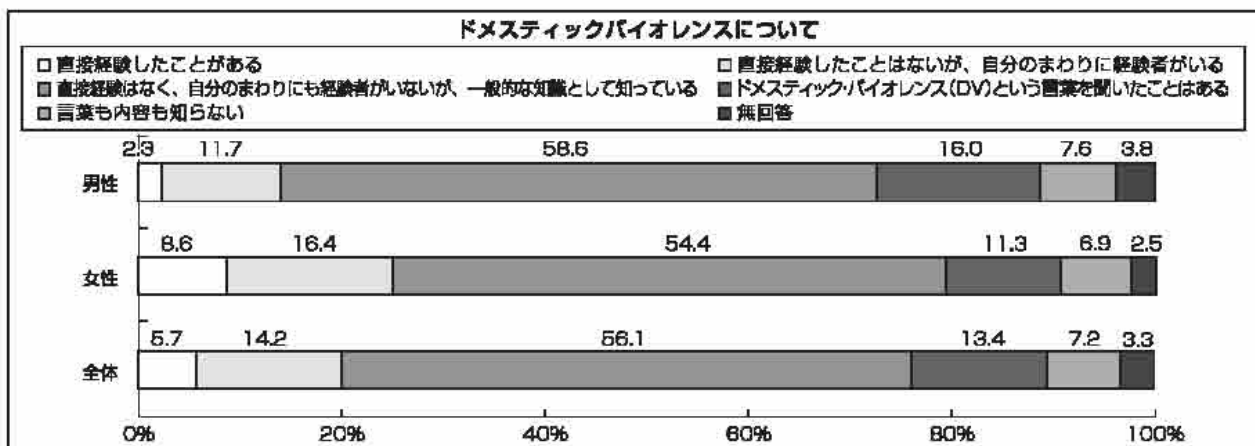
DVは、犯罪であるとの認識が徐々に浸透するのにもとない、相談件数は増加傾向にあり、昨今の社会情勢により、その相談内容も多様化している状況です。第2次「出雲市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」に基づき、啓発と相談体制の充実を促進するとともに、関係機関との連携のもと、DV被害者の自立支援にむけて適切な対応に努めます。

一方、男女の心身機能の特性に応じた健診や相談、性の健康教育の充実など、妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重される取組を進めます。

### 【参考資料；女性に対する暴力】

「あなたは、ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等親密な関係にある、または、あった異性からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等）を経験したり見聞きしたりしたことがありますか？」

・・・DVの経験等（直接もしくは見聞き）は、女性で25%あり、4人に1人が経験していることとなります。



### ※配偶者からの暴力（DV）

この計画では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（平成13年法律第31号）で規定する「配偶者からの暴力」を対象とし、具体的には、配偶者に限らず、パートナー等密接な関係にある、または、あった異性からの暴力（身体・精神的な暴力のほか、性的、経済的、社会的暴力など）をいう。DVについての解説は、2ページに記載。

### ※第2次出雲市DV対策基本計画（H23年度策定。計画期間H24～26年度）

DV防止法第2条の3第3項に基づき策定した配偶者からの暴力防止と被害者の自立支援等の総合的な施策展開を行うための計画。

## 基本課題1 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

### (1) 男女間の暴力をなくす環境づくり

	具体的な取組	施策の内容	所管課
33	DV防止に関する広報・講座等の開催	○広報紙・情報紙への啓発記事の掲載、講座や研修会を開催し、暴力根絶の意識づくりを促します。	市民活動支援課
34	学校におけるDV防止研修の実施	○学校教職員に対して、DVに関する正しい理解・認識を促進するため、研修を実施します。 ○県等と連携しながら、市内の専門学校、高等学校等への啓発を行うとともに、中学生へのデートDV※防止啓発についての学習を推進します。	市民活動支援課 学校教育課

### ※数値目標

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
DV防止研修会参加人数 (年間)	522人*	600人
中学・高校デートDV防止出前講座実施校数 (年間)	1校*	5校

\* H23年度数値

(注) DV防止研修会参加人数は、中学・高校でのデートDV防止講座参加者数を除いた数

### (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援

	具体的な取組	施策の内容	所管課
35	DV等相談体制の充実	○DV等の相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者へ適切な助言・支援を行います。(女性相談、人権相談、児童相談ほか)	人権同和政策課 子育て支援課 市民活動支援課 関係各課
36	DV被害者支援体制の充実と自立への支援	○県、市等の関係機関との連携のもと、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。 ○被害者の支援について一元的に調整を行うDVワンストップ窓口※(女性のための総合窓口)により被害者の負担軽減を図ります。	福祉推進課 子育て支援課 市民活動支援課 関係各課

### (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
37	セクシュアル・ハラスメント※防止意識の普及	○市民及び職場に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止の広報・情報提供を行い、環境改善を図ります。	市民活動支援課 産業振興課

#### ※デートDV

恋人(同棲していない)同士での身体、言葉、態度による暴力のこと。

#### ※DVワンストップ窓口

二次被害(相談員等からの被害者に対する不適切な対応によって、被害者がさらに傷つくこと)を防止し、たらいまわしの対応をなくすため、被害者が1か所で必要な申請手続きを行うことができる窓口。市役所本庁内に設置し、出雲市女性相談センターと関係窓口等との総合的な調整を行う。

## 基本課題2 性と生殖に関する互いの意思の尊重

	具体的な取組	施策の内容	所管課
38	発達段階に応じた性の健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育現場における性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※）の定着を図り、身体や命の大切さについての教育を推進します。</li> <li>○保護者、地域への情報提供・学習支援を行い、理解の促進に努めます。</li> </ul>	健康増進課 学校教育課
39	健康教育の推進と、健診・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフステージに応じた健康づくり意識の啓発と相談体制の充実、各種健診の受診拡大に努めます。</li> <li>○女性が発症しやすい病気についての情報提供や学習会の開催や、個別相談を実施します。</li> <li>○女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん検診）体制の充実・受診促進に努めます。</li> </ul>	健康増進課 市民活動支援課
40	妊娠・出産等における母性保護の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠から出産まで一貫した健康診査、保健指導・相談等を行います。</li> <li>○妊娠・出産期における健康診査や健康相談・訪問相談を実施します。</li> <li>○働く女性の母性保護のため、事業主に対して労働基準法における母性保護規定の周知と普及を図ります。</li> </ul>	健康増進課 市民活動支援課 産業振興課

### ※数値目標

項目	現状（H24）	目標（H28）
出生児全数訪問の実施	98.0%*	100%

\* H23 年度数値



○若い世代へのデートDV防止啓発は必須であると思う。相手を大切にすることはどういうことか、具体的に教えていくことが大切。(60歳代女性) (「パブリック・コメント」意見から)

### ※セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動。身体への不必要な接触だけでなく、相手の意に反した性的な冗談や意図的に性に関する噂を流すことも含む。

### ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性の健康が生涯を通じ、身体的・精神的・社会的に良好に保たれるとともに、いつ何人子どもを生むか、生まないかを選ぶことなど、性と生殖に関する自己決定権が保障されていなければならないとする考え方で、女性の重要な人権、権利の一つ。

## 基本目標Ⅳ 推進体制の整備

### 【重点的な取組事項】 ★総合的な推進体制整備

#### ★市民と行政の協働の取組の推進

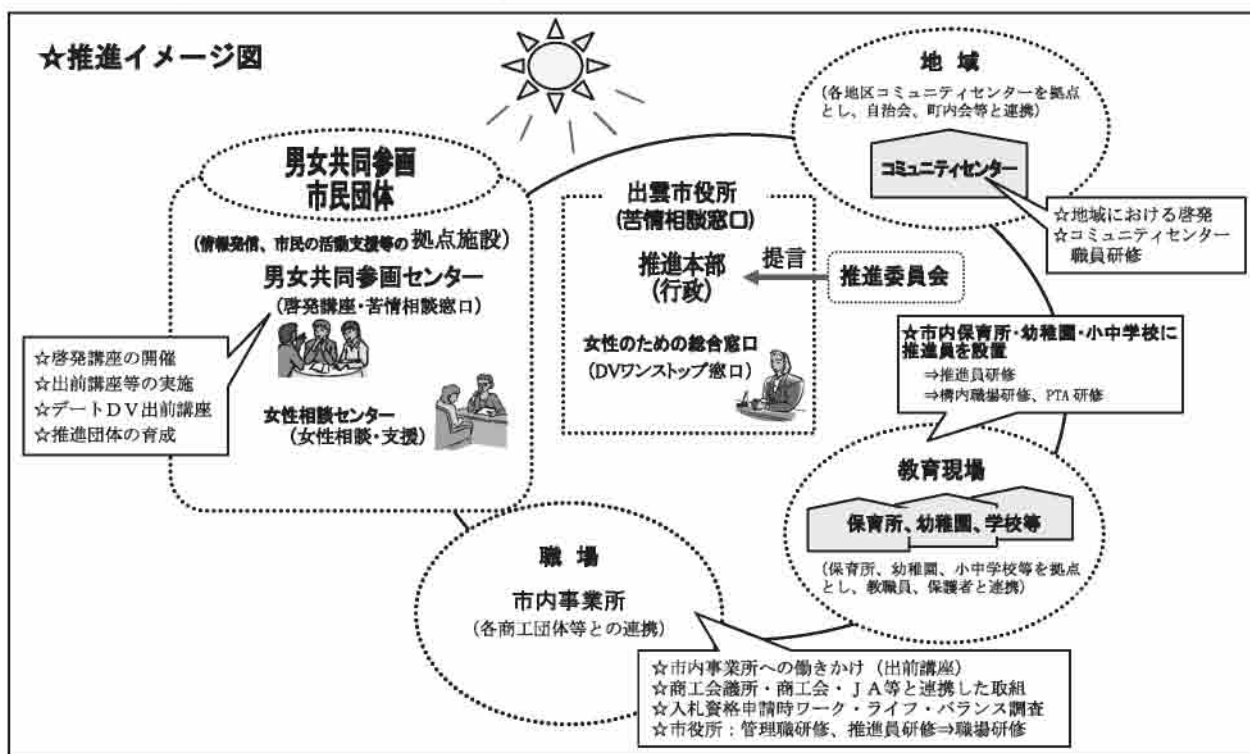
第1次行動計画（H18～21）では、まず家庭・地域・職場・教育現場での推進体制を整備しました。地域では、市内36地区コミュニティセンターを中心に地域推進組織の設置を働きかけるとともに、教育現場では、市内の保育所・幼稚園・小中学校に男女共同参画推進員を設置しました。

市においては、庁内に男女共同参画推進本部を設置し、各課から男女共同参画職場推進員を選任することで、全庁をあげた男女共同参画の取組を行ってきました。また、市民代表10名からなる男女共同参画推進委員会、市民からの男女共同参画施策に関する苦情相談窓口を設置し、市民の意見を施策に反映させてきました。

また、市民による男女共同参画の取組については、平成17年12月の「男女共同参画都市宣言」を受けて、平成18年3月の「宣言都市記念式典」、平成20年11月の「全国男女共同参画宣言都市サミット in いずも」が市民の力で企画運営されたことにより、市民と行政が協働で男女共同参画の啓発に取り組んできました。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災での避難生活や復旧過程において、男女のニーズの違いに対する配慮不足など、防災・復興における男女共同参画の視点の取組みの重要性が指摘され、お互いを認め合い尊重しあう男女共同参画のまちづくりの推進が再認識されました。

男女共同参画のまちを構築していくためには、市民や事業者、教育機関、地域拠点であるコミュニティセンター、その他関係団体等がそれぞれの責任を認識し、主体的に男女共同参画の取組を行っていくことが必要です。第1次行動計画（H18～21）、第2次行動計画（H22～26）の取組を基に、それぞれの分野での男女共同参画の主体的な取組を拡げていくために、市民への啓発や相談窓口である拠点施設の機能、連携の充実を図っていきます。



## 基本課題1 行政における推進体制の整備

### (1) 市における体制整備

	具体的な取組	施策の内容	所管課
41	男女共同参画推進体制の整備	○全庁的な取組推進を図るため市内部に設置した「出雲市男女共同参画推進本部」、市民により構成された「出雲市男女共同参画推進委員会」の活用を図り、行政と市民が連携して男女共同参画施策を推進します。	市民活動支援課
42	行動計画実施状況の把握・見直し	○年度ごとに各施策の実施状況をまとめ、施策の評価分析を行いながら、必要に応じて施策内容を見直します。 ○客観的に進捗状況を把握するための参考指標として数値目標を設定し、状況把握を行います。	市民活動支援課
43	男女共同参画に関する苦情相談窓口の設置	○市が行う施策に関する男女共同参画・男女平等についての苦情相談窓口を、本庁及び市男女共同参画センターに設置するとともに、周知に努めます。	市民活動支援課
44	入札参加資格者等の子育て介護支援の取組状況を把握	○入札参加希望者の子育て・介護支援の状況を調査し評価に反映することで、男女が働きやすい職場づくりを促進します。	管財契約課 水道営業課
45	女性の管理職等への登用促進	○市職員については、性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進するとともに、管理職に必要な能力・意識向上のための研修機会を設けます。	人事課
46	市職員研修の実施	○男女共同参画の視点に立ってそれぞれの職務の遂行に努めるとともに、地域において男女共同参画推進者としての役割を果たす職員を育成するため、計画的に研修を実施します。	人事課 市民活動支援課

### ※数値目標

項目	現状 (H24)	目標 (H28)
市管理職に占める女性の割合	12.5%	14%
市職員男女共同参画職場研修の実施率	83.5%*	100%

\* H23 年度数値

### (2) 拠点施設機能の充実

	具体的な取組	施策の内容	所管課
47	男女共同参画推進拠点施設機能の充実	○男女共同参画拠点施設においては、意識啓発のための講座等の開催、展示、情報発信を充実するとともに、関係団体のネットワークの構築、活動支援等を行います。	市民活動支援課
48	コミュニティセンター機能の充実	○男女共同参画に関する情報提供、職員への研修の実施等により、地域の男女共同参画推進の拠点としての機能の充実を図ります。	自治振興課 市民活動支援課



49	ジョブ・ステーション 出雲による就職支援	○ジョブ・ステーション出雲での求人情報の提供や就職相談の充実を図ります。 ○関係機関との連携により、個々のニーズに対応した就業支援を行います。	産業振興課
----	-------------------------	--	-------

### (3) 男女共同参画の環境整備の推進

	具体的な取組	施策の内容	所管課
50	災害時等の男女の人権に配慮した対応	○ <u>出雲市地域防災計画</u> ※に基づき、防災対策に関して、男女双方の視点を十分に配慮するとともに、災害発生時等における男女のニーズに配慮した対応に努めます。 ○防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努めます。 ○災害時において人権に配慮した取組が行われるよう、地域に向けた男女共同参画意識の啓発に努めます。	防災安全課 市民活動支援課 消防本部
51	<u>ユニバーサルデザイン</u> ※によるまちづくり	○子どもから高齢者、障がい者（児）すべての人が、安心して社会活動に参加できるまちづくりを進めます。（公共施設、交通施設、道路、公園等）	福祉推進課 各課

#### ※数値目標

項目	現状（H24）	目標（H28）
男女共同参画の視点からの防災講座の実施（年間）	—	5講座
出雲てくてくウェブ（バリアフリー情報）掲載施設数	82か所*	140か所

\* H23 年度数値

#### ※出雲市地域防災計画

本市における災害予防・応急対策・復旧に関する内容を定めた計画。毎年度検討を加え、必要があると認めるときは所要の修正を加えることとなっている。

#### ※ユニバーサルデザイン

全ての人にとって使いやすく分かりやすい、安全・快適な「もの・まち・サービス」をめざす考え方。

### 基本課題2 市民との連携体制の整備

	具体的な取組	施策の内容	所管課
52	職場、教育現場における推進体制の整備	○職場、教育現場における推進体制の整備を促します。	子育て支援課 市民活動支援課 産業振興課 教育政策課 学校教育課
53	男女共同参画のネットワークづくり	○地区、職場及び教育現場における推進組織並びに男女共同参画関係市民団体が連携し、男女共同参画のまちづくりを総合的に推進します。	市民活動支援課

### 基本課題3 国、県及び関係機関等との連携

	具体的な取組	施策の内容	所管課
54	国、県及び関係機関との連携による推進	○男女共同参画に関する計画・施策について、国や県の計画等と連動した取組を行います。 ○講座等への講師派遣、各種情報交換、DV被害者支援など、関係機関との積極的な連携により、スムーズな事業運営を図ります。	市民活動支援課



○男女共同参画の推進は行政だけでは進められるものではなく、市民・地域・職場等がそれぞれできることを認識し主体的に進めていくことが必要であると思う。(60歳代男性) (「パブリック・コメント」意見から)



## 第4章 計画の数値目標

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的取組	項目	現状 (H24)	目標 (H28)
I	1	(1)	1	性別による役割分担意識に否定的な人の割合 (市民意識調査)	66.1%	75%
II	1	(1)	7	市の審議会等への女性の参画率	<b>31.0%</b>	40%
				女性の参画がゼロの審議会等の数	7	0
	2	(1)	9	家庭生活において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	32.8%	35%
				3	(1)	17
	(2)	20	女性消防団員数			
	4	(2)	23	職場において男女が平等であると感じている人の割合 (市民意識調査)	31.8%	35%
				ワーク・ライフ・バランスの認知度 (市民意識調査)	54.0%	60%
				こっころカンパニー市内企業数	40社*	60社
				ワーク・ライフ・バランス研修実施事業所数	—	10事業所
	(3)	24	農業等における家族経営協定の締結数	61協定*	65協定	
25			漁村集落女性活動支援の箇所数	0か所*	5か所	
5	(1)	26	教職員を対象とした男女共同参画に関する研修実施の学校の割合(保、幼、小、中)	85.0%*	100%	
III	1	(1)	34	DV防止研修会参加人数(年間)(注)	522人*	600人
				中学・高校デートDV防止出前講座実施校数(年間)	1校*	5校
2	(1)	39	出生児全数訪問の実施	98.0%*	100%	
IV	1	(1)	45	市管理職に占める女性の割合	12.5%	14%
				46	市職員男女共同参画職場研修の実施率	83.5%*
		(3)	50	男女共同参画の視点からの防災講座の実施(年間)	—	5講座
				51	出雲てくてくウェブ(バリアフリー情報)掲載施設数	82か所*

\*印は、平成23年度の実績

(注)DV防止研修会参加人数は、中学・高校でのデートDV防止講座参加者数を除いた数

## 參考資料

第3次 出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 策定経過

年	月	推進本部	部会（ワーキング）	推進委員会	その他	
24	4					
	5				・男女共同参画市民意識調査	
	6				・男女共同参画市民意識調査集計・分析	
	7			第1回推進委員会 (7/24)	・市民意識調査報告	・男女共同参画市民意識調査分析
	8					・第3次行動計画案の作成
	9		第1回推進本部部会 (ワーキング) (9/4)	・H22～23の取組状況と課題協議	第2回推進委員会 (9/25)	・第3次行動計画の改定案について協議
	10					
	11					
	12				第3回推進委員会 (12/18)	・第3次行動計画について協議 パブリックコメント (12/11～1/10)
25	1		第2回推進本部部会 (ワーキング) (1/24)	・パブリックコメントを受けた素案修正		
	2					
	3	推進本部会議 (3/1)	行動計画改定案審議			第3次行動計画の策定

「男女共同参画社会に向けての市民意識調査（平成 24 年 5 月実施）」集計結果（抜粋）

（調査件数 1,992 人、回収数 759、回収率 38.2%）

1. 調査回答者数

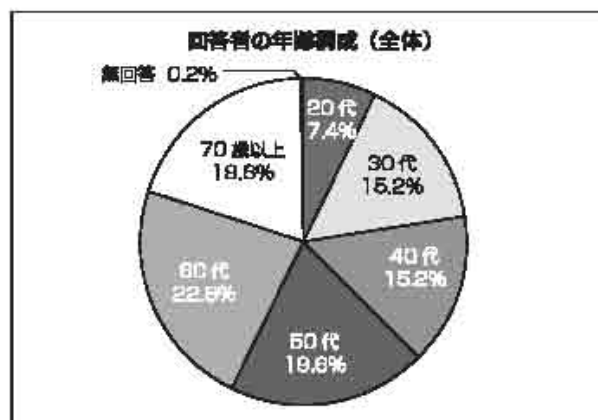
女性	男性	無回答	計
408	343	8	759



2. 年齢構成

（単位：人）

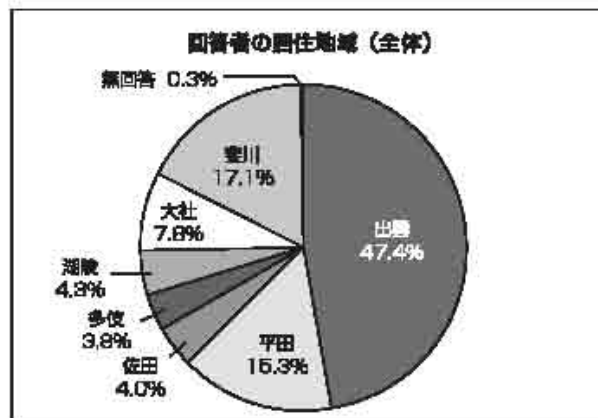
区分	女性	男性	不明	合計
20代	36	20	0	56
30代	75	40	0	115
40代	87	48	0	115
50代	79	70	0	149
60代	81	89	3	173
70歳以上	70	76	3	149
無回答	0	0	2	2



3. 地域別回答者数

（単位：人）

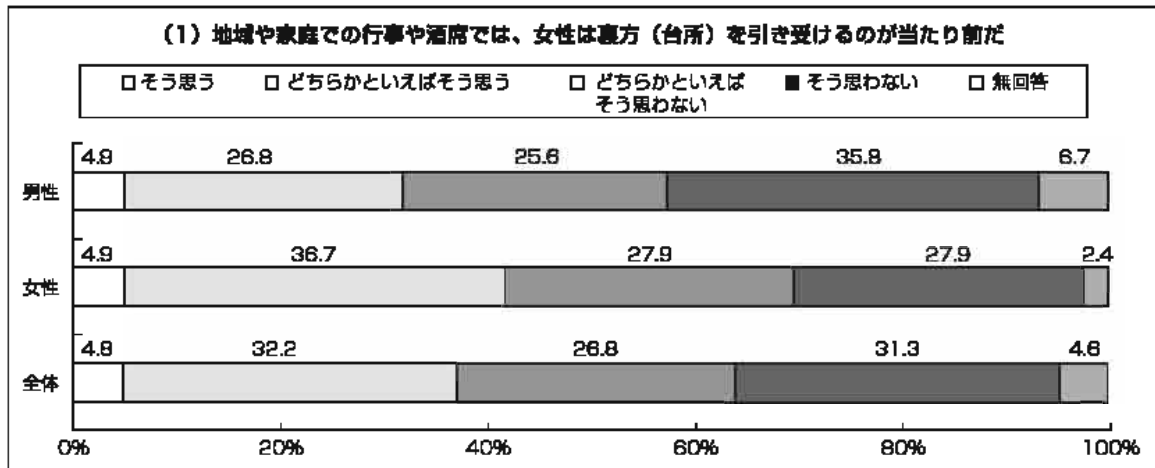
地域名	女性	男性	不明	合計
出雲	195	160	6	360
平田	60	55	1	116
佐田	15	15	0	30
多伎	17	12	0	29
湖陵	17	16	0	33
大社	31	28	0	59
斐川	73	57	0	130
無回答	0	0	2	2



4. 『以下のことがらについて、あなたはどのように思いますか。』（1つ選択）

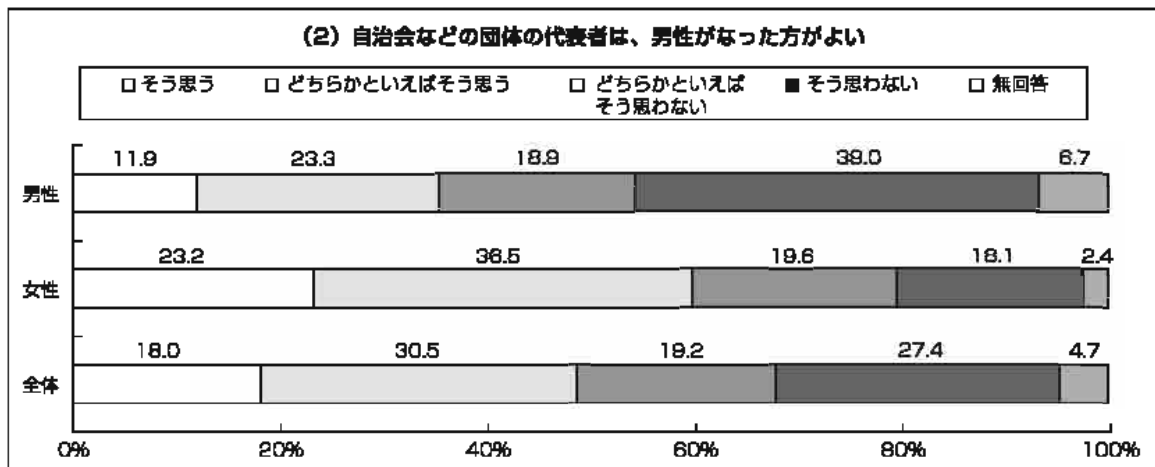
（1）地域や家庭での行事や酒席では、女性は裏方（台所）を引き受けるのが当たり前だ

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	4.8	4.9	4.9	4.0	5.5	2.1	7.1	7.0	7.1
どちらかといえばそう思う	32.2	36.7	26.8	39.3	41.2	36.7	38.8	40.8	36.2
どちらかといえばそう思わない	26.8	27.9	25.6	25.5	23.9	28.1	24.8	25.8	23.5
そう思わない	31.3	27.9	35.8	28.2	26.5	30.8	25.6	23.3	28.6
無回答	4.6	2.4	6.7	3.0	2.9	2.4	3.7	3.1	4.5



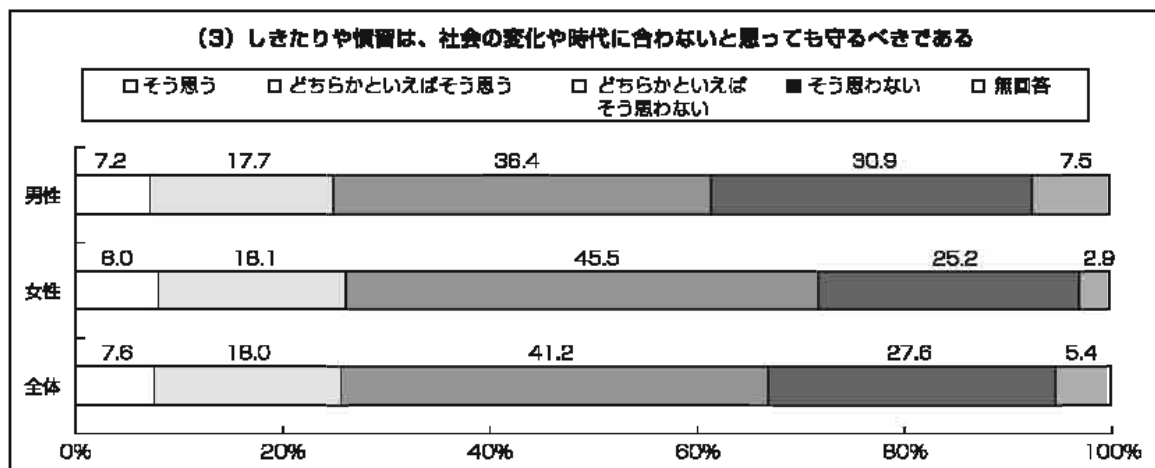
（2）自治会などの団体の代表者は、男性がなった方がよい

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	18.0	23.2	11.9	21.7	27.9	13.3	20.2	23.3	16.1
どちらかといえばそう思う	30.5	36.5	23.3	28.8	28.3	29.6	30.6	33.6	26.7
どちらかといえばそう思わない	19.2	19.6	18.9	21.5	22.1	21.0	18.0	17.1	19.0
そう思わない	27.4	18.1	39.0	25.2	18.6	34.3	26.8	21.4	33.6
無回答	4.7	2.4	6.7	2.9	3.1	1.8	4.5	4.5	4.5



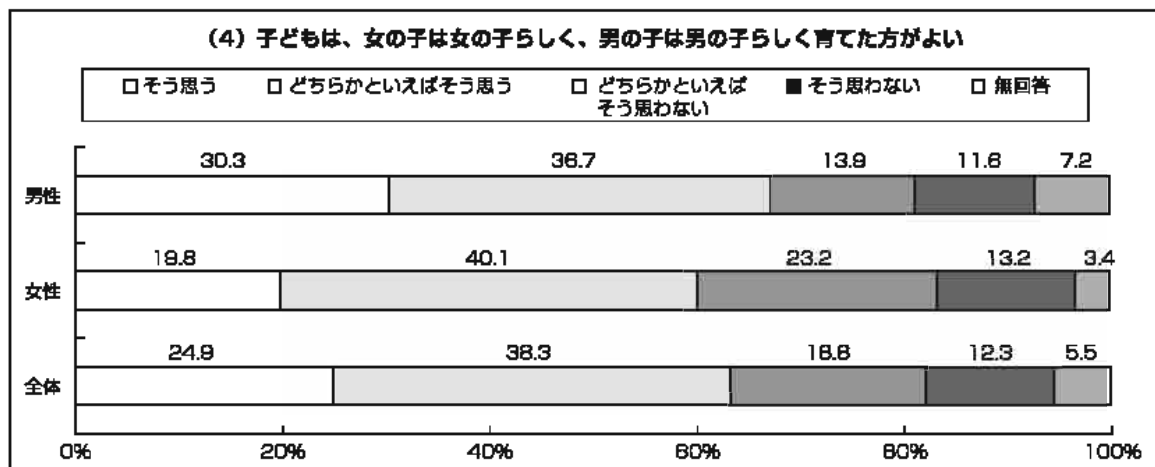
**(3) しきたりや慣習は、社会の変化や時代に合わないと思っても守るべきである**

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	7.6	8.0	7.2	8.3	8.1	8.6	5.0	4.7	5.3
どちらかといえばそう思う	18.0	18.1	17.7	18.4	18.4	18.6	21.2	21.2	21.2
どちらかといえばそう思わない	41.2	45.5	36.4	33.3	36.0	29.6	34.1	35.9	31.7
そう思わない	27.6	25.2	30.9	35.9	33.6	39.6	34.2	33.2	35.4
無回答	5.4	2.9	7.5	4.1	3.4	3.6	5.6	4.9	6.3



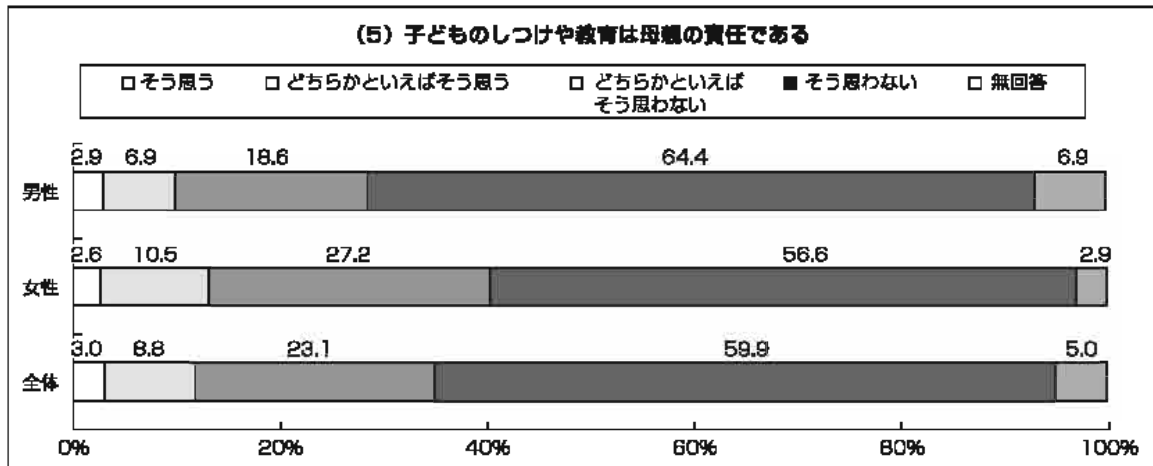
**(4) 子どもは、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい**

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	24.9	19.8	30.3	31.9	27.9	37.9	30.6	25.8	36.8
どちらかといえばそう思う	38.3	40.1	36.7	35.4	34.0	37.3	37.3	38.1	36.2
どちらかといえばそう思わない	18.8	23.2	13.9	17.4	22.1	11.2	13.4	15.9	10.3
そう思わない	12.3	13.2	11.6	12.6	13.8	11.2	13.9	15.9	11.4
無回答	5.5	3.4	7.2	2.6	2.2	2.4	4.8	4.3	5.3



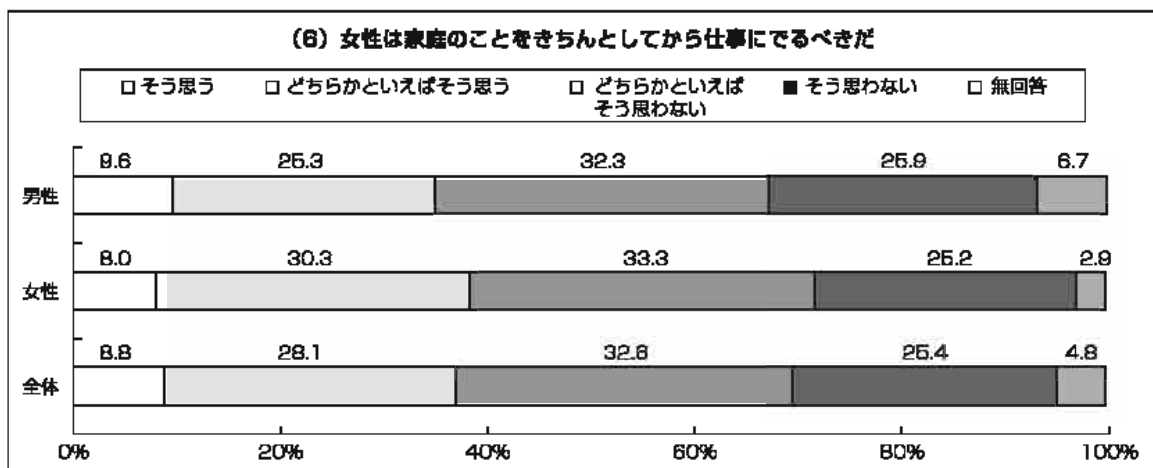
(5) 子どものしつけや教育は母親の責任である

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	3.0	2.6	2.9	4.3	6.4	1.5	4.4	5.2	3.4
どちらかといえばそう思う	8.8	10.5	6.9	12.5	13.4	11.5	11.9	12.4	11.4
どちらかといえばそう思わない	23.1	27.2	18.6	22.7	21.7	23.7	21.6	21.6	21.4
そう思わない	59.9	56.6	64.4	57.6	55.3	61.5	57.9	57.1	59.0
無回答	5.0	2.9	6.9	3.0	3.3	1.8	4.2	3.7	4.8



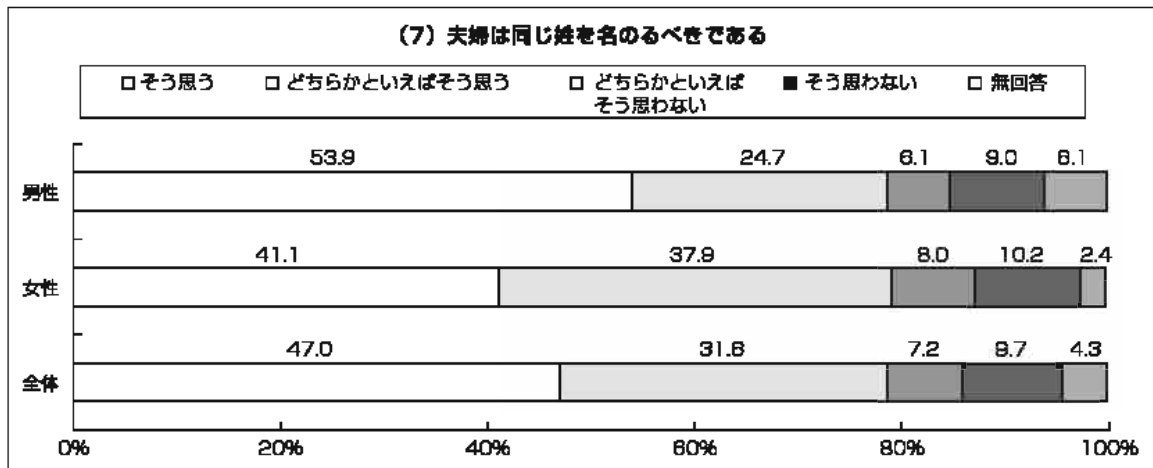
(6) 女性は家庭のことをきちんとしてから仕事にできるべきだ

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	8.8	8.0	9.6	10.8	10.7	10.9	15.2	15.9	14.3
どちらかといえばそう思う	28.1	30.3	25.3	38.5	40.1	36.7	34.3	31.8	37.6
どちらかといえばそう思わない	32.6	33.3	32.3	25.5	25.7	25.4	25.5	26.4	24.3
そう思わない	25.4	25.2	25.9	21.5	20.0	24.0	20.4	21.9	18.5
無回答	4.8	2.9	6.7	3.6	3.5	3.0	4.6	4.1	5.3



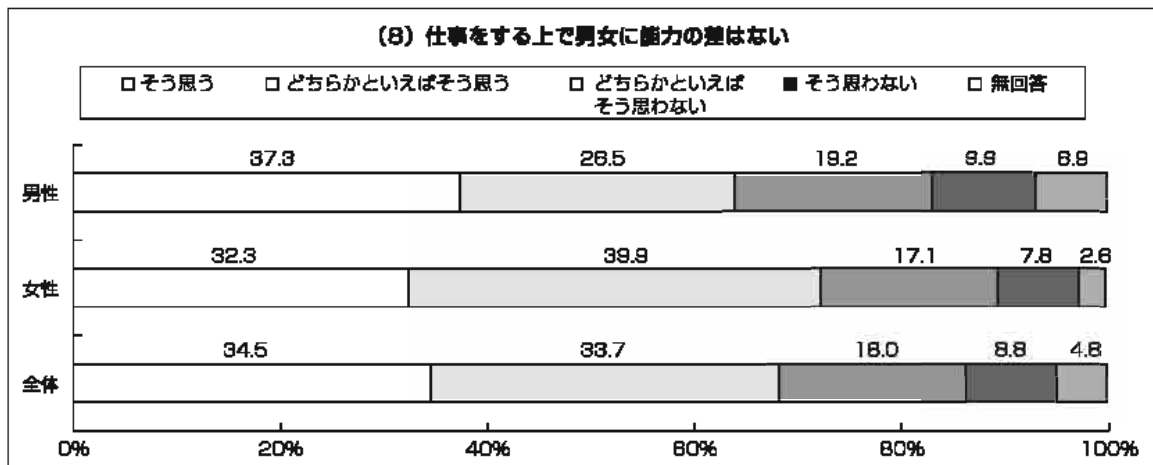
(7) 夫婦は同じ姓を名のるべきである

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	47.0	41.1	53.9	44.8	39.3	53.0	49.5	44.3	56.1
どちらかといえばそう思う	31.6	37.9	24.7	33.8	37.7	28.4	29.0	30.5	27.0
どちらかといえばそう思わない	7.2	8.0	6.1	7.8	9.2	5.9	7.2	9.7	4.0
そう思わない	9.7	10.2	9.0	11.1	11.2	10.9	9.8	11.5	7.7
無回答	4.3	2.4	6.1	2.6	2.6	1.8	4.5	3.9	5.3



(8) 仕事をする上で男女に能力の差はない

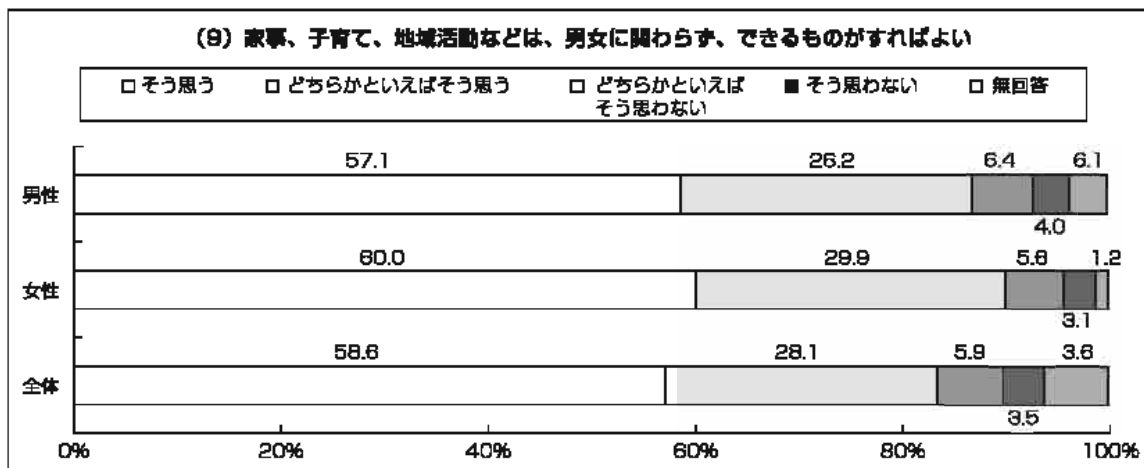
	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	34.5	32.3	37.3	33.5	34.4	32.8	33.1	32.4	33.9
どちらかといえばそう思う	33.7	39.9	26.5	31.3	32.2	30.2	30.0	31.0	28.8
どちらかといえばそう思わない	18.0	17.1	19.2	21.0	21.3	20.7	20.8	22.3	18.8
そう思わない	8.8	7.8	9.9	11.3	9.0	14.5	11.9	10.3	14.0
無回答	4.8	2.6	6.9	2.9	3.1	1.8	4.2	3.9	4.5





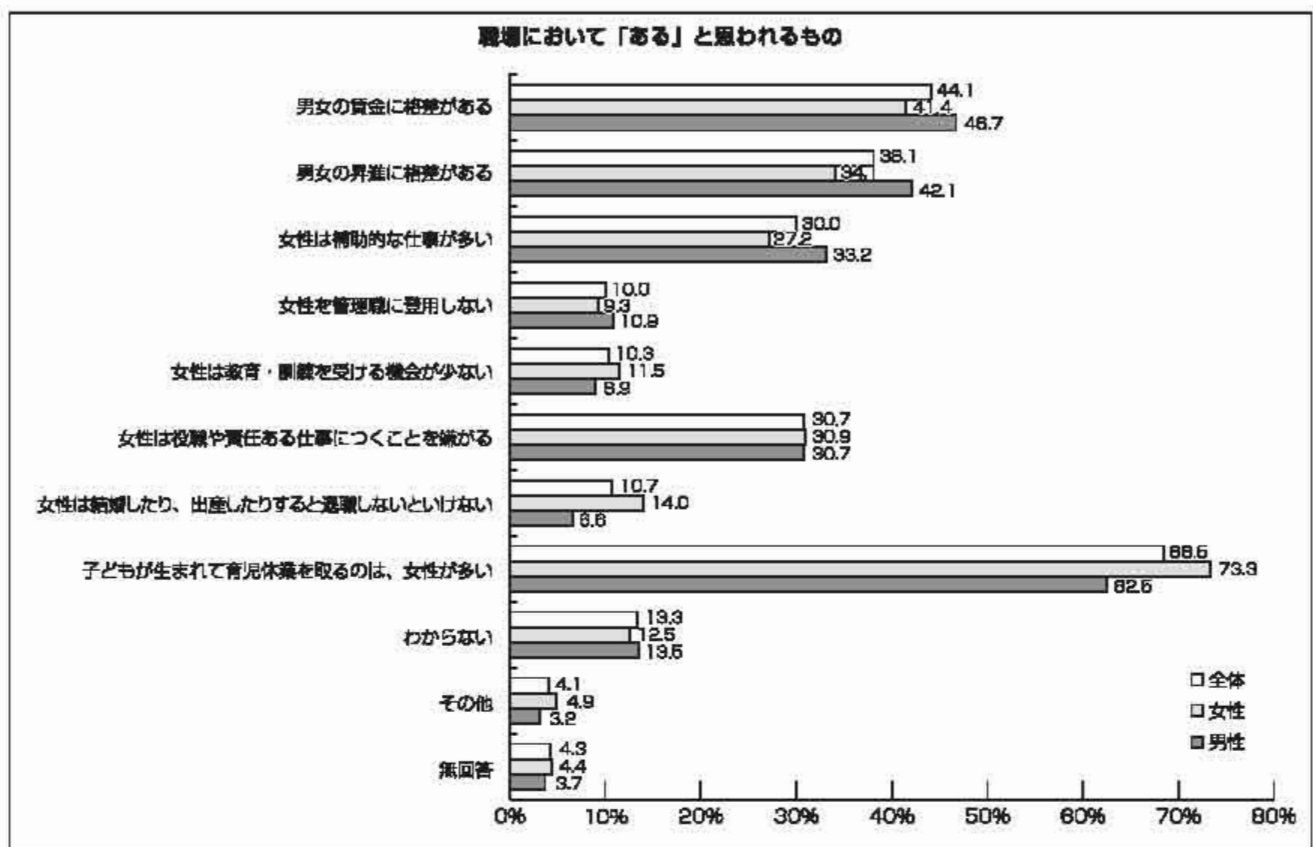
(9) 家事、子育て、地域活動などは、男女に関わらず、できるものがすばい

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
そう思う	58.6	60.0	57.1	56.0	61.8	48.8	57.0	58.8	54.8
どちらかといえばそう思う	28.1	29.9	26.2	32.3	28.5	37.6	29.9	29.3	30.7
どちらかといえばそう思わない	5.9	5.6	6.4	5.1	4.6	5.6	5.3	5.2	5.6
そう思わない	3.5	3.1	4.0	3.6	2.6	5.0	4.1	3.7	4.5
無回答	3.6	1.2	6.1	2.9	2.4	3.0	3.7	3.1	4.5



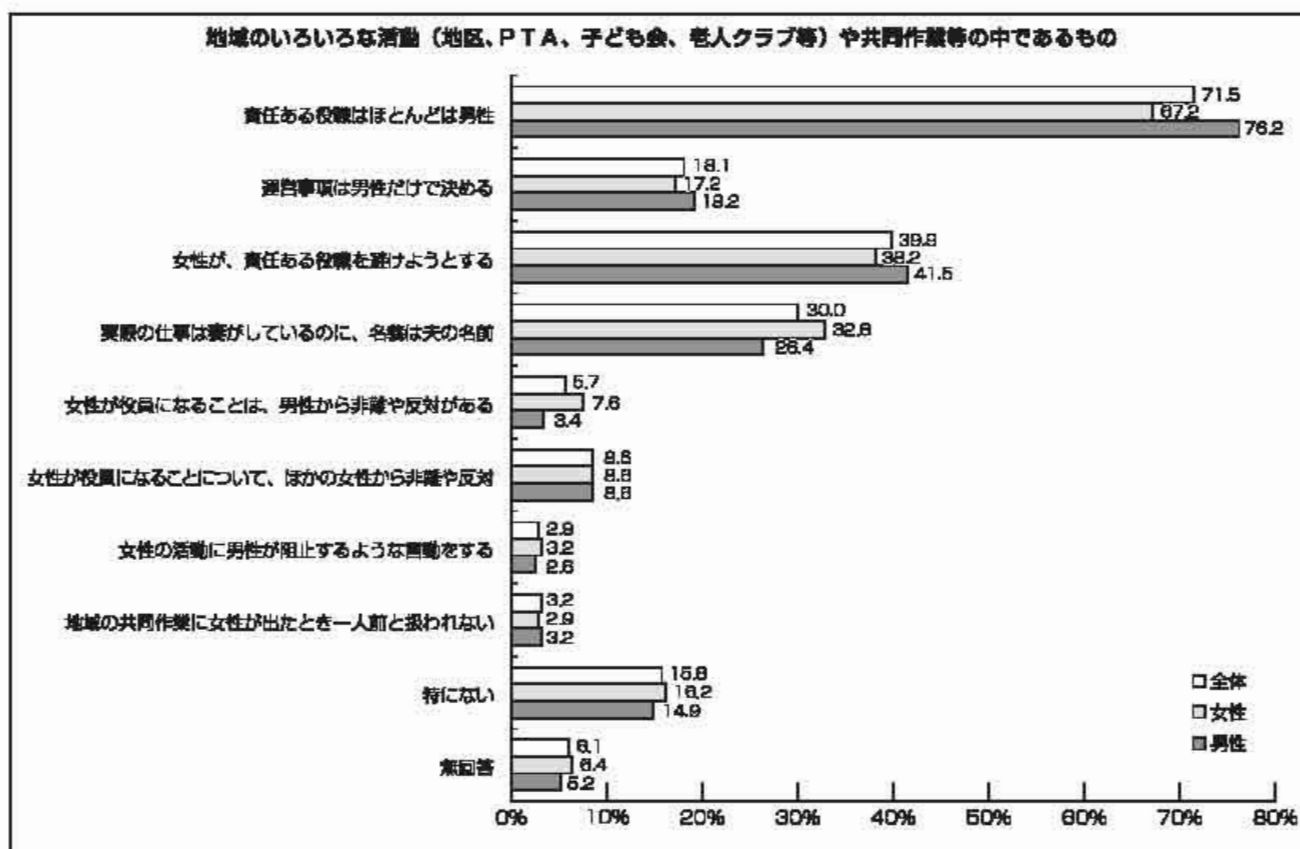
6. 「職場において「ある」と思われるものを、次の中から3つ選んでください。」

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
男女の賃金に格差がある	44.1	41.4	46.7	44.4	44.1	45.1	53.2	52.8	53.7
男女の昇進に格差がある	38.1	34.1	42.1	40.3	39.7	41.6	42.1	40.8	43.7
女性は補助的な仕事が多い	30.0	27.2	33.2	30.7	28.9	33.0	37.3	35.9	39.2
女性を管理職に登用しない	10.0	9.3	10.9	10.9	10.1	12.1	12.3	10.3	14.8
女性は教育・訓練を受ける機会が少ない	10.3	11.5	8.9	10.9	11.0	10.9	14.7	14.6	14.8
女性は役職や責任ある仕事につくことを嫌がる	30.7	30.9	30.7	27.8	26.8	29.2	24.9	22.5	28.0
女性は結婚したり、子どもが生まれたりすると退職しなければならない	10.7	14.0	6.6	10.1	12.5	7.1	13.9	15.9	11.4
子どもが生まれて育児休業を取るのには、女性が多い	68.5	73.3	62.5	65.6	67.3	64.0	47.5	60.3	43.9
わからない	13.3	12.5	13.5	9.3	8.6	10.3	8.3	9.5	6.9
その他	4.1	4.9	3.2	3.9	3.9	3.8	3.0	3.3	2.6
無回答	4.3	4.4	3.7						



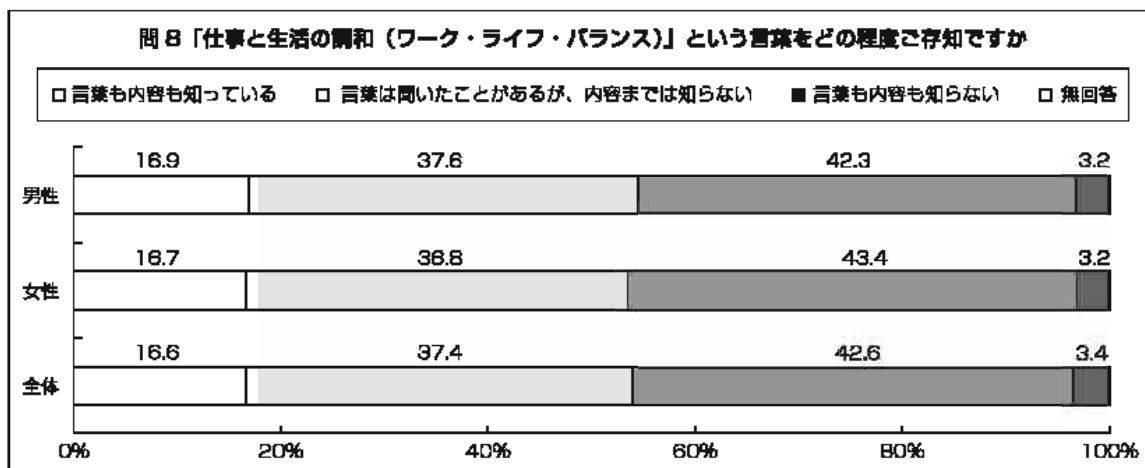
6. 「あなたの住んでいる地域のいろいろな活動（地区、PTA、子ども会、老人クラブ等）や共同作業等について、次のようなことがありますか。」（いくつでも選択）

	H24			H21			H17		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性
会長など責任ある役職はほとんど男性が占めている	71.5	67.2	76.2	69.6	66.8	76.4	73.7	70.5	77.8
役員や組織の運営事項は男性だけで決める	18.1	17.2	19.2	14.8	14.5	16.1	19.0	19.0	19.0
女性が自ら、会長など責任ある役職につくことを避けようとする	39.9	38.2	41.5	41.8	37.1	48.5	36.7	34.4	39.7
実際の仕事は妻がしているのに、名義は夫の名前になっている	30.0	32.8	26.4	26.3	28.1	24.3	30.2	35.3	23.8
女性が役員になることについて、男性側から非難や反対がある	5.7	7.6	3.4	5.0	5.5	4.4	6.4	7.6	4.8
女性が役員になることについて、ほかの女性から非難や反対がある	8.6	8.6	8.6	8.8	6.8	11.5	7.5	7.6	7.4
女性の活動に対し、男性がその活動を阻止するような言動をする	2.9	3.2	2.6	3.5	5.0	1.5	4.4	4.7	4.0
地域の共同作業（清掃、用排水路掃除等）に女性が出た場合、一人前と扱われず、差額金を取られる	3.2	2.9	3.2	2.6	2.2	3.3	4.4	4.5	4.2
特にない	16.8	16.2	14.9	17.4	19.5	14.8	14.5	14	15.1
無回答	6.1	6.4	5.2						



7. 『あなたは、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉をどの程度ご存知ですか。』

	H24			H21		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
言葉も内容も知っている	16.6	16.7	16.9	14.8	12.7	17.8
言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない	37.4	36.8	37.6	39.4	40.4	38.5
言葉も内容も知らない	42.6	43.4	42.3	41.9	42.1	42.0
無回答	3.4	3.2	3.2	3.9	4.8	1.7



## 出雲市男女共同参画のまちづくり条例

(平成 17 年出雲市条例第 408 号)  
改正 平成 18 年 3 月 17 日条例第 40 号  
平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)

第 2 章 阻害行為の制限 (第 8 条・第 9 条)

第 3 章 基本的施策 (第 10 条—第 20 条)

第 4 章 推進体制 (第 21 条—第 24 条)

第 5 章 雑則 (第 25 条)

#### 附則

### 前文

我が国においては、日本国憲法において、法の下での平等を基本とする個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権の尊重がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な試みが、国際社会の取組みとも連動しつつ、急速に進められてきた。

出雲市においても、こうした国際社会や国の動きとともに、男女共同参画の取組みを積極的に進めてきたが、家事、育児及び介護における女性の負担は依然大きく、性別によって役割を固定化する意識が存在し、女性の社会参画も十分には進んでいない状況にある。

また、社会問題として対応が急がれている男女間の暴力等についても、市内の相談件数は増加傾向にあり、その他関連する多くの課題が残されたままである。

さらに、家族形態の多様化や少子高齢化の進展など、地域社会を取巻く環境が急速に変化している状況のなかで、真に心豊かで活力あるふるさと出雲を創っていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が従来以上に強く求められるところである。

よって、出雲市は、男女共同参画のまちづくりを 21 世紀出雲の創造における基本的な課題と位置付け、全市民が一体となった総合的な男女共同参画のまちづくりを目指し、ここに「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、出雲市における男女共同参画のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、

市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、真に心豊かで活力のある出雲市を創造していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がそれぞれの適性に応じ、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を営む者をいう。
- (3) 積極的改善措置 市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼすものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されるものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されるなど男女の人権がそれぞれ尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識を強制されることなく、それぞれ個人として多様な生き方を選択することができるように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、事業者における方針など様々な分野での企画、立案及び決定に、それぞれ能力・適性に応じて参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家族及び社会における責任を共に担うことによって、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における活動に、対等・平等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重

されること。

(6) 男女間のあらゆる形態の暴力が根絶されること。

(7) 男女共同参画の推進が、国際社会の取組みと密接に関係していることを考慮し、国際協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進をまちづくりの基本政策と位置づけ、前条に定める基本理念に則り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民生活のあらゆる分野における活動について、男女共同参画のまちづくりを推進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野において、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、事業活動を行うにあたって、男女共同参画によるまちづくりに関する施策に積極的に協力するとともに、働く男女が仕事と家庭生活を両立させることができるよう職場環境の整備等に努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育等あらゆる教育関係者は、基本理念に則り、それぞれの教育の場において、男女共同参画のまちづくりの推進に積極的に配慮するよう努めるものとする。

## 第2章 阻害行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 市民生活のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 市民生活のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別による人権侵害

(情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を連想させ、又は助長させる表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

### 第3章 基本的施策

#### (行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、その施策を計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画の策定にあたっては、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、議会に報告するとともに、広く市民等に周知し、理解と協力を促すものとする。

#### (実施状況の年次報告)

第11条 市長は、毎年、施策の実施状況等を議会に報告するとともに、広く市民等に周知するものとする。

#### (啓発活動等)

第12条 市は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における制度や慣習の見直しの働きかけをはじめとする啓発活動を行うものとする。

#### (家庭への支援)

第13条 市は、基本理念に基づき、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護等の家庭生活及び就業その他の市民生活における活動に、対等に参画できるよう必要な支援を行うものとする。

#### (地域への支援)

第14条 市は、基本理念に基づき、地域の社会通念や慣習等の見直しに係る意識啓発に対する支援その他の必要な支援を行うものとする。

#### (職場への支援)

第15条 市は、基本理念に基づき、男女の仕事と家庭生活の両立など職場における積極的な活動を促進するために、各種情報の提供など必要な支援を行うものとする。

#### (教育現場への支援)

第16条 市は、基本理念に基づき、学校教育等あらゆる教育の場における人権意識の向上と男女共同参画の取組みに必要な支援を行うものとする。

#### (暴力等の防止及び被害者等への支援)

第17条 市は、配偶者等からのドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援に努めるものとする。



(相談への対応)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画によるまちづくりの推進を阻害する行為について、市民等から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(拠点施設等の充実)

第19条 市は、男女共同参画のまちづくりを推進するための啓発、研修、相談等あらゆる活動の拠点となる施設や関連施設の充実に努めるものとする。

(苦情の処理等)

第20条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民及び事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 推進体制

(推進委員)

第21条 市長は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、出雲市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

- 2 推進委員は、男女共同参画のまちづくりに関し、意見・苦情等の情報収集及び啓発活動を行うとともに、その活動に関し、市長に意見を述べるものとする。
- 3 推進委員は、10人以内とし、市長が委嘱する。
- 4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 男女いずれか一方の推進委員数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(推進委員会)

第22条 市長は、前条の推進委員を構成員とする出雲市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

- 2 推進委員会は、行動計画に関する事項その他男女共同参画のまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査及び審議し、市長に答申するものとする。
- 3 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 推進委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 5 推進委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、会議に参画させることができる。

(庶務)

第24条 推進委員会の庶務は、文化環境部市民活動支援課において処理する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 出雲市男女共同参画推進本部設置規程

(平成 17 年出雲市訓令第 59 号)

改正 平成 21 年 6 月 30 日訓令第 16 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、出雲市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(構成)

第 2 条 本部は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 出雲市行政組織条例(平成 20 年出雲市条例第 21 号)第 1 条に規定する部及び局の長、教育次長、消防本部消防長、市立総合医療センター事務局長、議会事務局長、会計管理者、監査委員事務局長及び支所の理事

(所掌事務)

第 3 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本施策の推進に関すること。
- (2) 行動計画案及び同改正案の策定に関すること。
- (3) 部相互の間又は部若しくは行政委員会等の間において、特に連絡調整又は協議検討を必要とする事項
- (4) 前各号に定めるもののほか、本部長が必要と認める事項

(会議)

第 4 条 本部の会議(以下「会議」という。)は、随時開催することとする。

- 2 会議は、本部長が招集する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を副市長が代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 副本部長及び本部員は、会議に付議すべき事案のうち、急を要するものがあるときは、会議の開催を要求することができる。

(部会)

第 5 条 本部は、特定の事項を調査、検討するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき部会員は、本部長が別に定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する部会員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査、検討した結果を本部長に報告しなければならない。
- 5 部会は、調査、検討の終了とともに解散するものとする。

(幹事)

第6条 本部に幹事長及び幹事を置く。

2 幹事長は、市民活動支援課長を、幹事は、市民活動支援課員をもって充てる。

3 幹事長及び幹事は、本部長の命を受け常に会議に出席して、会議の事務を整理し、かつ、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、文化環境部市民活動支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附 則(平成21年6月30日訓令第16号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第 号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 出雲市の主な動き

年	行政の動き	年	市民の動き
1982(S57)	・平田市ふれんどりーハウス（働く婦人の家）設置	1985(S60)	・多伎女性の会結成
1986(S61)	・出雲市働く婦人の家設置	1992(H4)	・出雲女性フォーラム結成
1995(H7)	・多伎町婦人研修館設置	1995(H7)	・たいしゃ女性ネットワーク結成
1996(H8)	・湖陵町女性模擬議会開催 ・大社町輝く女性20人委員会設置 ・出雲市女性センター設置 ・第1回出雲市青年男女のための共同参画セミナー実施		
1997(H9)	・大社町における女性の生活実態に関する意識調査実施 ・大社町輝く女性20人委員会提言書提出	1997(H9)	・湖陵まちづくり女性の会結成 ・出雲女性フォーラム「女性のくらしと意識に関するアンケート結果報告書」作成 ・ひらたネットステーション結成
1998(H10)	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会設置	1998(H10)	
1999(H11)	・大社町男女共同参画計画 策定 ・大社町男女共同参画推進計画推進懇話会設置		
2000(H12)	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会意見書提出 ・男女共同参画による出雲市まちづくり条例制定 ・男女共同参画による出雲市まちづくり条例施行規則制定 ・出雲市男女共同参画推進本部設置規程制定 ・男女共同参画による出雲市まちづくり行動計画策定	2000(H12)	・大社「ひよつとこ一座」結成
2002(H14)	・男女共同参画計画の策定に係る市民意識調査（平田市） ・男女共同参画に関する市民意識調査（出雲市） ・平田市男女共同参画推進本部会議設置 ・男女共同参画計画策定委員会設置（平田市） ・平田市男女共同参画計画検討委員会設置		
2003(H15)	・平田市男女共同参画計画 策定 ・平田市男女共同参画基本条例 制定・施行	2003(H15)	・多伎町男女共同参画推進実行委員会結成
2005(H17)	<b>・ 3/22 旧2市4町合併、新出雲市誕生</b>		
	・出雲市男女共同参画のまちづくり懇話会設置 ・出雲市男女共同参画のまちづくりについて答申（男女共同参画のまちづくり懇話会） ・出雲市男女共同参画のまちづくり条例制定（12/16） ・出雲市男女共同参画都市宣言議決（12/16） ・出雲市男女共同参画推進本部設置 ・出雲市男女共同参画推進委員会設置		・湖陵まちづくり女性の会冊子「あゆみ」発行 ・出雲市男女共同参画のまちづくり実行委員会発足（8/20） ・出雲市男女共同参画フェスタ開催（10/16） ・出雲市男女共同参画のまちづくり実行委員会が「男女共同参画都市宣言」を提案（11/25）
2006(H18)	・男女共同参画宣言都市記念式典開催（3/4） ・出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画について答申（男女共同参画推進委員会） ・出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定（3/31） ・入札参加者資格審査申請に伴う「男女共同参画推進状況調査」の実施		・上記実行委員会が「男女共同参画宣言都市記念式典」を国・市と共同開催（3/4） ・上記実行委員会が「2006男女共同参画フェスタ」開催(6/4) ・上記実行委員会が男女共同参画一行詩の募集
2007(H19)	・出雲市男女共同参画ネットワーク会議開催(3/11) ・出雲市女性センターを出雲市男女共同参画センターに改称、センター内へ出雲市男女共同参画室新設(4/1) ・出雲市女性相談センターの新設	2007(H19)	・全国男女共同参画宣言都市サミットinいずも実行委員会準備会発足(10/11)  ・準備会のメンバーで全国男女共同参画宣言都市サミットinおつ視察(11/2・3)
	・平成20年度全国男女共同参画宣言都市サミットが出雲市で開催内定(7/20)		
2008(H20)	・入札参加者資格審査申請に伴う「男女共同参画推進状況調査」の実施 ・全国男女共同参画宣言都市サミットinいずも開催(11/7.11/8)	2008(H20)	・出雲市男女共同参画フェスタ開催(2/24) ・全国男女共同参画宣言都市サミットinいずも実行委員会設立(3/26) ・全国男女共同参画宣言都市サミットinいずも開催(11/7.11/8)
2009(H21)	・入札参加者資格審査申請に伴う「男女共同参画推進状況調査」の実施 ・出雲市DV対策基本計画策定（3月） ・DVワンストップ相談窓口設置（4月）	2009(H21)	・出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議が、家庭・地域・職場・教育現場における地域課題に視点をあてた取り組みを実施(H21.10～H22.3月)
2010(H22)	・第2次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定（3月）		
2011(H23)	<b>・ 10/1 斐川町との合併</b>		
2012(H24)	・第2次出雲市DV対策基本計画策定（3月）		
2013(H25)	・第3次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画策定（3月）		